

北海道医療大学大学院学則（案）

昭和53年4月1日
施行

目次

- 第1章 総則（第1条—第7条）
- 第2章 教育課程、履修方法、教育方法、指導教員（第8条—第17条）
- 第3章 単位認定、学位論文審査、課程修了の認定、学位授与（第18条—第24条）
- 第4章 教員組織と運営機構（第25条—第28条）
- 第5章 学年、学期、休業日（第29条—第31条）
- 第6章 入学、休学、復学、退学、転学、転入学（第32条—第45条）
- 第7章 入学検定料及び学納金（第46条—第48条）
- 第8章 外国人学生、委託学生、聴講生、科目等履修生、特別聴講学生（第49条—第54条）
- 第9章 賞罰（第55条・第56条）
- 第10章 図書館、研究指導施設（第57条・第58条）

附則

第1章 総則

（理念・目的）

第1条 北海道医療大学大学院（以下「本大学院」という。）は、建学の理念に基づき、生命の尊重と個人の尊厳を基本として、保健と医療と福祉の連携・統合を図る教育を推進し、人間性豊かな高度専門職業人の養成ならびに独創的な研究活動を通して、社会の発展と人類の幸福に寄与することを教育理念とする。

- 2 本大学院は、建学の理念及び教育理念に基づき、学術の理論及び応用を教授研究し、高度な専門知識・技術の修得に加え、保健・医療・福祉分野の横断的な知識及び豊かな人間性を有した高度専門職業人の養成と最先端の研究活動を通じて、社会の発展、人類の幸福に寄与できる教育・研究者の養成を目的とする。
- 3 薬学研究科薬学専攻（博士課程）においては、保健と医療と福祉の連携・統合を図る教育・研究を推進し、研究活動を通して、人間性豊かで確かな倫理観を有する薬学研究者や教育指導者の養成を教育目的とする。
- 4 歯学研究科歯学専攻（博士課程）においては、高度な研究能力、歯科医療技術、深い学識、豊かな人間性を備えた歯学研究者あるいは専門医の養成を教育目的とする。
- 5 看護福祉学研究科看護学専攻（修士課程）においては、人々の健康と福祉の向上のために、高度専門職業人として看護領域の実践に寄与する人材、並びに研究者としての基礎的能力を備えた人材の養成を教育目的とする。
- 6 看護福祉学研究科看護学専攻（博士課程）においては、高度な学識及び独創的な研究力を有し、保健・医療・福祉分野において高度な実践を提供し指導的役割を担うことができる人材の養成を教育目的とする。
- 7 看護福祉学研究科臨床福祉学専攻（修士課程）においては、人々の健康と福祉の向上のために、高度専門職業人として福祉領域の実践に寄与する人材、並びに研究者としての基礎的能力を備えた人材の養成を教育目的とする。
- 8 看護福祉学研究科臨床福祉学専攻（博士課程）においては、高度な学識及び独創的な研究力を有し、保健・医療・福祉分野において高度な実践を提供し指導的役割を担うことができる人材の養成を教育目的とする。
- 9 心理科学研究科臨床心理学専攻（修士課程）においては、高度かつ実践的な専門的知識・技術力、及び関連領域の科学技術の発展に対する知識を持ち、Scientist and Practitionerの立場から地域的・国際的に貢献しうる高度専門職業人の養成を教育目的とする。
- 10 心理科学研究科臨床心理学専攻（博士課程）においては、心理科学に関する応用領域の専門性をScientist and Practitionerとしての立場からより精緻に教育研究し、更に心理科学の立場から心の研究の後継者となりうる人材の養成を教育目的とする。
- 11 リハビリテーション科学研究科リハビリテーション科学専攻（修士課程）においては、人々の健康と保健・福祉の向上にむけて、高度専門職業人としてリハビリテーション領域において実践的に

寄与する人材の養成並びにリハビリテーション医学・医療の研究・発展に貢献できる人材の養成を教育目的とする。

12 リハビリテーション科学研究科リハビリテーション科学専攻（博士課程）においては、高度な研究能力、深い学識、豊かな人間性、及び保健・医療・福祉分野において高度な実践能力を備えた指導的役割を担うことができる人材の養成を教育目的とする。

（自己評価等）

第2条 前条の目的を達成するために、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

（教育方法等の改善）

第3条 教育内容及び教育方法の改善を図るための組織的な研究及び研修の実施に努めるものとする。

（研究科専攻）

第4条 本大学院に次の研究科を置き、各研究科にそれぞれ専攻を置く。

薬学研究科 薬学専攻

歯学研究科 歯学専攻

看護福祉学研究科 看護学専攻、臨床福祉学専攻

心理科学研究科 臨床心理学専攻

リハビリテーション科学研究科 リハビリテーション科学専攻

（課程）

第5条 各研究科の課程は、次のとおりとする。

薬学研究科 薬学専攻 博士課程

歯学研究科 歯学専攻 博士課程

看護福祉学研究科 看護学専攻 博士課程

　　臨床福祉学専攻 博士課程

心理科学研究科 臨床心理学専攻 博士課程

リハビリテーション科学研究科 リハビリテーション科学専攻 博士課程

2 修士課程は、広い視野に立って清深な学識を授け、各研究分野における研究能力または高度の専門性を要する職業などに必要な高度の能力を養うことを目的とする。

3 博士課程は、各研究分野について、研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うものとする。

（修業年限）

第6条 薬学研究科薬学専攻博士課程の標準修業年限は4年、歯学研究科歯学専攻博士課程の標準修業年限は4年、看護福祉学研究科看護学専攻、臨床福祉学専攻の博士課程の標準修業年限は5年、心理科学研究科臨床心理学専攻の博士課程の標準修業年限は5年、リハビリテーション科学研究科リハビリテーション科学専攻博士課程の標準修業年限は5年とする。

2 看護福祉学研究科看護学専攻、臨床福祉学専攻博士課程、心理科学研究科臨床心理学専攻博士課程並びにリハビリテーション科学研究科リハビリテーション科学専攻博士課程は、前期2年の課程及び後期3年の課程に区分し、前期2年の課程は修士課程とする。

3 看護福祉学研究科、心理科学研究科及びリハビリテーション科学研究科修士課程の学生は4年を超えて本大学院に在学することはできない。看護福祉学研究科、心理科学研究科及びリハビリテーション科学研究科博士課程（後期3年の課程）の学生は6年、薬学研究科および歯学研究科博士課程の学生は8年を超えて本大学院に在学することはできない。

（収容定員）

第7条 本大学院の収容定員は、次のとおりとする。

薬学研究科博士課程（薬学専攻）

収容定員12名

（入学定員3名）

歯学研究科博士課程（歯学専攻）

収容定員72名

（入学定員18名）

看護福祉学研究科修士課程（看護学専攻）

看護福祉学研究科修士課程（臨床福祉学専攻）	収容定員30名 (入学定員15名)
看護福祉学研究科博士課程（後期3年の課程） (看護学専攻)	収容定員10名 (入学定員5名)
看護福祉学研究科博士課程（後期3年の課程） (臨床福祉学専攻)	収容定員6名 (入学定員2名)
心理科学研究科修士課程 (臨床心理学専攻)	収容定員6名 (入学定員2名)
心理科学研究科博士課程（後期3年の課程） (臨床心理学専攻)	収容定員40名 (入学定員20名)
リハビリテーション科学研究科修士課程 (リハビリテーション科学専攻)	収容定員6名 (入学定員2名)
リハビリテーション科学研究科博士課程（後期3年の課程） (リハビリテーション科学専攻)	収容定員10名 (入学定員5名)

第2章 教育課程、履修方法、教育方法、指導教員

（履修方法）

第8条 薬学研究科博士課程においては、研究科に4年以上在学し、30単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、薬学研究科の行う博士学位論文の審査及び試験を受けるものとする。ただし、在学期間に関しては、特に優れた研究業績をあげたと評議会が認めた場合は、大学院博士課程に3年以上在学すれば足りるものとする。

- 2 歯学研究科博士課程においては、研究科に4年以上在学し、30単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、歯学研究科の行う博士学位論文の審査及び最終試験を受けるものとする。ただし、在学期間に関しては、特に優れた研究業績をあげたと評議会が認めた場合は、大学院に3年以上在学すれば足りるものとする。
- 3 看護福祉学研究科修士課程においては、研究科に2年以上在学し、所定の授業科目について32単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、看護福祉学研究科の行う修士学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験を受けるものとする。
- 4 看護福祉学研究科博士課程においては、研究科に5年（修士課程を修了した者にあっては当該課程における2年の在学期間を含む）以上在学し、看護学専攻は44単位以上（後期3年の課程においては12単位以上）、臨床福祉学専攻は44単位以上（後期3年の課程においては12単位以上）修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ看護福祉学研究科の行う博士学位論文の審査及び最終試験を受けるものとする。ただし、在学期間に関しては、特に優れた研究業績をあげたと評議会が認めた場合は、修士課程における2年の在学期間を含めて大学院博士課程に3年以上在学すれば足りるものとする。
- 5 心理科学研究科修士課程においては、研究科に2年以上在学し、所定の授業科目について50単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、心理科学研究科の行う修士学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験を受けるものとする。
- 6 心理科学研究科博士課程においては、研究科に5年（修士課程を修了した者にあっては当該課程における2年の在学期間を含む）以上在学し、60単位以上（後期3年の課程においては10単位以上）修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、心理科学研究科の行う博士学位論文の審査及び最終試験を受けるものとする。ただし、在学期間に関しては、特に優れた研究業績をあげたと評議会が認めた場合は、修士課程における2年の在学期間を含めて大学院博士課程に3年以上在学すれ

ば足りるものとする。

- 7 リハビリテーション科学研究科修士課程においては、研究科に2年以上在学し、所定の授業科目について30単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、リハビリテーション科学研究科の行う修士学位論文の審査及び最終試験を受けるものとする。
- 8 リハビリテーション科学研究科博士課程においては、研究科に5年（修士課程を修了した者にあっては当該課程における2年の在学期間を含む）以上在学し、42単位以上（後期3年の課程においては12単位以上）修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、リハビリテーション科学研究科の行う博士学位論文の審査及び最終試験を受けるものとする。ただし、在学期間に關しては、特に優れた研究業績をあげたと評議会が認めた場合は、修士課程における2年の在学期間を含めて大学院博士課程に3年以上在学すれば足りるものとする。

（教育課程）

第9条 薬学研究科に設ける授業科目、配当単位数及び履修方法は、別表(A)－I・(B)－Iのとおりとする。

- 2 歯学研究科に設ける授業科目、配当単位数及び履修方法は、別表(C)のとおりとする。
- 3 看護福祉学研究科に設ける授業科目、配当単位数及び履修方法は、別表(D)・(E)のとおりとする。
- 4 心理科学研究科に設ける授業科目、配当単位数及び履修方法は、別表(F)・(G)のとおりとする。
- 5 リハビリテーション科学研究科に設ける授業科目、配当単位数及び履修方法は、別表(H)・(I)のとおりとする。

（単位数）

第10条 各研究科における授業科目に対する単位数は、授業の方法に応じ、教育効果、授業時間外に必要な学習等を考慮し、次の基準によって計算する。

- (1) 講義及び演習については、15時間ないし30時間をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については、30時間ないし45時間をもって1単位とする。

（1年間の授業期間）

第11条 1年間の授業を行う期間は、試験等の期間を含め35週にわたることを原則とする。

（長期にわたる教育課程の履修）

第12条 各研究科は、別に定めるところにより、学生が職業を有している等の事情により、第6条に規定する標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、修了することを希望する旨申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

- 2 前項に規定する長期にわたる教育課程の履修期間は、次の各号に定めるとおりとし、1年単位で認めるものとする。

- (1) 修士課程
3年又は4年
- (2) 博士課程（後期3年の課程）
4年から6年
- (3) 薬学研究科博士課程及び歯学研究科博士課程
5年から8年

（指導教員）

第13条 指導教員は、学生の履修すべき授業科目担当の本大学院専任教員をもって充てる。

- 2 指導教員は、その学生の本大学院における研究一般及び学位論文の作成について指導する。

（授業科目の選定）

第14条 学生は、自己の履修すべき授業科目の選定に当たっては、あらかじめ指導教員の指導を受けなければならない。

- 2 指導教員は、必要があると認めるときは、学生に対して学部の授業科目を指定してこれを履修させることができる。

（教育方法の特例）

第15条 本大学院では、夜間その他特定の時間又は時期において教育を行うことができる。

- 2 本大学院では、一部の授業科目について、多様なメディアを高度に利用して、授業を教室以外の

場所で行うことができる。

(特別聴講)

第16条 本大学院に在籍する学生が、他の大学院および本学の他の研究科において専攻分野に関する科目を履修しようとするときは、当該研究科委員会の議を経て、両大学院等の協議に基づき、特別聴講としてその履修を認めることができる。

2 特別聴講の許可、単位認定等の申請手続きについては、両大学院等の協議に定めるもののほか、当該研究科の定めるところによる。

(デュアルディグリー・プログラム)

第17条 教育上有益と認められる時は、本学研究科と外国の大学院との協定に基づく学生の相互留学と単位互換により双方が学位を授与するデュアルディグリー・プログラムを行うことができる。

2 デュアルディグリー・プログラム実施に関する取り扱いについては別に定める。

第3章 単位認定、学位論文審査、課程修了の認定、学位授与

(単位認定)

第18条 履修授業科目の単位の認定は、筆記若しくは口頭試験又は研究報告によるものとする。

2 前項に定める試験等の成績は、優、良、可及び不可に分け、優、良、可を合格として単位を与える、不可は不合格とする。

3 第16条の規定により修得した科目、単位数については10単位を超えない範囲で、これを本学大学院における科目、単位数の修得とみなすことができる。

4 本大学院に入学する前に他の大学院において履修した授業科目について修得した単位（第52条の規定により科目等履修生として修得した単位を含む）を、本大学院における授業科目の履修とみなし、10単位を超えない範囲で認定することができる。

(学位論文の提出)

第19条 学位論文は、所定の期日までに当該研究科長を経て学長に提出するものとする。

(学位論文の審査)

第20条 学長は、前条の規定により学位論文の提出を受けたときは、別に定める学位規程により論文の審査を行う。

(学位論文の評価)

第21条 学位論文は、当該専攻科目の専攻分野における精深な学識と研究能力を証示するに足るものを持って合格とする。

(最終試験)

第22条 最終試験は、学位論文を中心として、これに関連する授業科目について筆記又は口頭によりこれを行う。

(課程修了の認定)

第23条 薬学研究科博士課程の修了は、原則として4年以上在学し、所定の授業科目について30単位以上を修得し、必要な研究指導を受け、かつ、学位論文の審査及び最終試験に合格した者についてこれを認定する。

2 歯学研究科博士課程の修了は、原則として、4年以上在学し、所定の授業科目について30単位以上を修得し、必要な研究指導を受け、かつ、学位論文の審査及び最終試験に合格した者についてこれを認定する。

3 看護福祉学研究科修士課程の修了は、原則として、2年以上在学し、所定の授業科目について32単位以上を修得し、必要な研究指導を受け、かつ、学位論文の審査及び最終試験に合格した者についてこれを認定する。

4 看護福祉学研究科博士課程（後期3年の課程）の修了は、原則として3年以上在学し、所定の授業科目について、看護学専攻は12単位以上、臨床福祉学専攻は12単位以上を修得し、必要な研究指導を受け、かつ、学位論文の審査及び最終試験に合格した者についてこれを認定する。

5 心理科学研究科修士課程の修了は、原則として、2年以上在学し、所定の授業科目について50単位以上を修得し、必要な研究指導を受け、かつ、学位論文の審査及び最終試験に合格した者についてこれを認定する。

6 心理科学研究科博士課程（後期3年の課程）の修了は、原則として3年以上在学し、所定の授業科目について10単位以上を修得し、必要な研究指導を受け、かつ、学位論文の審査及び最終試験に

合格した者についてこれを認定する。

7 リハビリテーション科学研究科修士課程の修了は、2年以上在学し、所定の授業科目について30単位以上を修得し、必要な研究指導を受け、かつ、学位論文の審査及び最終試験に合格した者についてこれを認定する。

8 リハビリテーション科学研究科博士課程（後期3年の課程）の修了は、原則として3年以上在学し、所定の授業科目について、12単位以上を修得し、必要な研究指導を受け、かつ、学位論文の審査及び最終試験に合格した者についてこれを認定する。

9 課程修了の認定は、学長が行う。

（学位の授与）

第24条 薬学研究科博士課程を修了した者に対しては、博士（薬学）の学位を授与する。

2 歯学研究科博士課程を修了した者に対しては、博士（歯学）の学位を授与する。

3 看護福祉学研究科修士課程の看護学専攻を修了した者に対しては、修士（看護学）、臨床福祉学専攻を修了した者に対しては、修士（臨床福祉学）、看護福祉学研究科博士課程（後期3年の課程）の看護学専攻を修了した者に対しては、博士（看護学）、臨床福祉学専攻を修了した者に対しては、博士（臨床福祉学）の学位を授与する。

4 心理科学研究科修士課程を修了した者に対しては、修士（臨床心理学）博士課程（後期3年の課程）を修了した者に対しては、博士（臨床心理学）の学位を授与する。

5 リハビリテーション科学研究科修士課程を修了した者に対しては、修士（リハビリテーション科学）、博士課程を修了した者に対しては博士（リハビリテーション科学）の学位を授与する。

6 学位に関する規程は、別に定める。

第4章 教員組織と運営機構

（教員組織）

第25条 本大学院の授業及び研究指導を担当する教員には、本大学院教授をこれに充てる。ただし、特別の事情がある場合には、准教授、講師及び助教を充てることができる。

（評議会）

第26条 本学に評議会を置く。

2 評議会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 総合図書館長
- (4) 各学部長
- (5) 各研究科長
- (6) 先端研究推進センター長
- (7) 大学病院長
- (8) 歯科クリニック院長
- (9) 予防医療科学センター長
- (10) 歯学部附属歯科衛生士専門学校長
- (11) 学長が指名する教授

3 評議会は、次の事項を審議し、学長に対し意見を述べるものとする。

- (1) 全学の教育及び研究の基本に関する事項
- (2) 学則その他教学に関する重要な規程の制定及び改廃に関する事項
- (3) 学生の入学、卒業及び課程の修了その他学生の身分取扱いの基本に関する事項
- (4) 学位授与の基本に関する事項
- (5) 学生の学修評価の基本に関する事項
- (6) 教育課程の編成の基本に関する事項
- (7) 教員の教育研究業績の審査等の基本に関する事項
- (8) その他学長が評議会の意見を聞くことが必要と定める事項

4 評議会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

5 評議会に関し、その他必要な事項は別に定める。

(研究科委員会)

第27条 本大学院各研究科に研究科委員会を置く。

2 各研究科委員会は、次に掲げるものをもって組織する。

(1) 各研究科の教授

(2) その他各研究科委員会の議を経て研究科長が認めたもの。

3 各研究科委員会は、各研究科に関する次の事項を審議し、学長に対し意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了その他学生の身分取扱いに関する事項

(2) 学位の授与に関する事項

(3) 学生の学修評価に関する事項

(4) 教育課程の編成に関する事項

(5) 教員の教育研究業績の審査等に関する事項

(6) その他研究科長が必要と定める事項及び学長から諮問のあった事項

4 各研究科委員会は、前項に規定するもののほか、研究科長が統括する教育研究に関する事項について審議し、及び研究科長の求めに応じ、意見を述べることができる。

5 各研究科委員会に関し、その他必要な事項は別に定める。

(事務組織)

第28条 本大学院に、事務職員を置く。

第5章 学年、学期、休業日

(学年)

第29条 学年は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(学期)

第30条 学年は、次の2学期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第31条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 「国民の祝日に関する法律」に規定する休日

(3) 創立記念日 10月10日

(4) 春期休業日 4月1日から4月10日まで

(5) 夏期休業日 7月10日から8月31日まで

(6) 冬期休業日 12月10日から翌年1月25日まで

2 学長が必要と認めたときは、休業日を変更又は臨時に休業日を定めることができる。

第6章 入学、休学、復学、退学、転学、転入学

(入学の時期)

第32条 本大学院に入学する時期は、学年始め又は学期の始めとする。

(入学資格)

第33条 看護福祉学研究科、心理科学研究科及びリハビリテーション科学研究科の修士課程に入学を志望できる者は、次のとおりとする。

(1) 大学を卒業した者

(2) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者

(3) 文部科学大臣が指定した者

(4) その他本大学院各研究科において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

2 看護福祉学研究科及び心理科学研究科の博士課程（後期3年の課程）に入学を志望できる者は、次のとおりとする。

(1) 修士の学位を有する者

(2) その他本大学院各研究科において、これと同等以上の学力があると認めた場合

3 薬学研究科博士課程に入学を志望できる者は、次のとおりとする。

(1) 大学（6年課程）を卒業した者

(2) 修士の学位を有する者

- (3) 外国において、学校教育における18年の課程を修了した者
 - (4) 文部科学大臣が指定した者
 - (5) その他本大学院薬学研究科において、大学（6年課程）を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
- 4 歯学研究科に入学を志望できる者は、次のとおりとする。
- (1) 大学（医学又は歯学の学部）を卒業した者
 - (2) 外国において、学校教育における18年の課程（最終の課程は、医学又は歯学）を修了した者
 - (3) 文部科学大臣が指定した者
 - (4) その他本大学院歯学研究科において、大学（医学又は歯学の学部）を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
- （入学志願）

第34条 入学志願者は、入学願書に所定の書類及び入学検定料を添えて、指定の期日までに願い出なければならない。

（入学検定）

第35条 入学検定は、入学志願者の学力、人物及び身体について行う。

2 前項の選考方法、時期等については、その都度定める。

（入学手続、入学許可）

第36条 前条の選考結果に基づき合格の通知を受けた者は、指定の期日までに保証人と連署の誓約書及び所定の書類に入学金その他の経費を添えて入学手続を完了しなければならない。

2 学長は、前項の手続を完了した者に入学を許可する。

（保証人）

第37条 保証人は、学生が在学中に本学に対して負う学費・諸納付金等の債務、施設・備品等に損害を与えた場合の損害賠償金、その他一切の債務について、保証書に定める極度額の範囲内において、学生と連帶して保証するものとする。

2 保証人は、身上引受人として、学生の身上について一切の責任を負うものとする。

3 学長は、保証人が不適当と認めたときは、その変更を命ずることができる。

4 保証人は、その住所及び身分に異動があったときは、速やかに届け出なければならない。

5 保証人が死亡し、又はその他の事由でその責任を果たし得ない場合には、速やかに保証人の変更願いを提出し、学長の許可を得なければならない。

（休学）

第38条 病気その他やむを得ない事由によって、引き続き3か月以上欠席する場合は、保証人連署の休学願を提出し、学長の許可を得て休学することができる。

2 病気を理由とする休学願には、医師の診断書を添えなければならない。

3 学長は、学生が病気その他の理由により修学させることが適当ないと認めたときは、第1項に定める手続きをまたず、当該学生を休学させることができる。

（休学の期間）

第39条 休学の期間は、1年を限度とする。ただし、やむを得ない理由がある場合は、前条の手続きにより引き続き休学し、又は休学させることができる。

2 休学の期間は、通算して2年を超えることはできない。

3 休学の期間は、在学年数に算入しない。

（復学）

第40条 休学の理由が消滅し、復学しようとする者は、保証人と連署の復学願を提出し、学長の許可を得なければならない。この場合、休学の理由が病気の場合は、医師の診断書を添えなければならない。

（退学）

第41条 退学しようとする者は、保証人と連署のうえ退学願を提出し、学長の許可を得なければならない。

（除籍）

第42条 学長は、次の各号の一に該当する者については、当該研究科の研究科委員会の議を経て除籍することができる。

- (1) 看護福祉学研究科修士課程、心理科学研究科修士課程又はリハビリテーション科学研究科修士課程において、在学4年に及び、若しくは看護福祉学研究科博士課程（後期3年の課程）、心理科学研究科（後期3年の課程）又はリハビリテーション科学研究科博士課程（後期3年の課程）において、在学6年に及び、若しくは薬学研究科博士課程又は歯学研究科博士課程において、在学8年に及び、修業の見込みがないと認めた者（ただし、休学期間を算入しない。）
 - (2) 第38条第2項に定める休学の期間満了後、第39条に定める復学願出のない者
 - (3) 学納金を滞納し、催促を受けても納付しない者
 - (4) 死亡、又は1年以上行方のわからぬ者
- (再入学)

第43条 正当の理由により退学した者が、再入学を願い出た場合は、学年の始めに限り選考のうえ、これを許可することがある。この場合には、既修の授業科目の全部又は一部を履修させることがある。

(転学)

第44条 本大学院の学生が、他の大学院に転学しようとするときは、保証人と連署の転学願を提出し、学長の許可を得なければならない。

(転入学)

第45条 他の大学院の学生が、所属大学院の長の承諾書を添えて、本大学院に転入学を志願したときは、欠員のある場合に限り、選考のうえ、これを許可することがある。

第7章 入学検定料及び学納金

(学生納入金)

第46条 入学検定料、入学金、授業料の年額は、次のとおりとする。

	薬学研究科	歯学研究科	看護福祉学研究科	心理科学研究科	リハビリテーション科学研究科	備考
入学検定料	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	
入学金	200,000円	200,000円	200,000円	200,000円	200,000円	入学時のみ 本学卒業生免除
授業料			800,000円	800,000円	800,000円	修士課程 博士課程
	750,000円	750,000円	750,000円	750,000円	750,000円	

2 前項の規定にかかわらず、第12条に規定する長期にわたる教育課程の履修を認められた者（以下「長期履修学生」という。）の授業料の年額は、長期履修学生として、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することを認められた期間（以下「長期履修期間」という。）に限り、前項に定める授業料の年額に第6条に定める当該研究科の標準修業年限に相当する年数を乗じて得た額を長期履修期間の年数で除した額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げ、以下同様とする。）とする。

3 長期履修学生が、履修期間の変更（短縮又は延長）を認められた場合の授業料の年額は、第1項に規定する授業料の年額に第6条に定める当該研究科の標準就業年限を乗じて得た額からすでに納入した授業料の総額を減じて得た額を変更後の履修期間の年数で除して得た額とする。

4 看護福祉学研究科看護学専攻のN P資格取得コースを履修する学生の特別実習費の金額は次のとおりとする。

特別実習費：50,000円

5 聴講生、特別聴講学生、科目等履修生の検定料、入学金、授業料の金額は次のとおりとする。

	聴講生	特別聴講学生	科目等履修生	備考
入学検定料	5,000円	10,000円	10,000円	
履修登録料	—	15,000円	15,000円	
授業料	10,000円	20,000円	20,000円	1単位

6 授業料は、学年度の当初において、これを納入する。ただし、次の2期に分けて納入することができる。

1期 4月15日まで

2期 9月15日まで

7 納入した入学検定料、入学金、授業料は、特別の事情のある場合を除き返戻しない。

(復学、退学、除籍及び休学等の場合の学納金)

第47条 復学者及び留年者に対しては、当該学年の学納金を徴収する。

2 前期若しくは後期の中途で退学した者、又は除籍された者に対しては、当該期分の学納金を徴収する。

3 前期又は後期の中途で休学した者は、休学した当該期の授業料等を全額納入するものとする。

4 休学が前期又は後期の全期間にわたる者は、当該期は授業料等に替えて休学在籍料を納入するものとする。休学在籍料は半期50,000円とする。

(学納金の徴収の猶予)

第48条 経済的理由によって、納入が困難であり、かつ、学業優秀又はその他やむを得ない事情があると認められる場合は、学納金の徴収を猶予することができる。

2 学納金納入猶予期間は、納入期間後（1・2期とも）3か月以内とし、納入しない者は、学則第41条の規定により除籍とする。

第8章 外国人学生、委託学生、聴講生、科目等履修生、特別聴講学生

(外国人学生)

第49条 外国人で、本大学院に入学を志願する者があるときは、外国人学生として特別に選考のうえ、入学を許可することがある。

2 前項の選考方法は、学長が定める。

(入学志願)

第50条 前条の規定により入学を志願する者は、第32条に定めるもののほか、日本に在住し、学業に従事することが適法であることを証明するに足る外務省若しくは在外公館の紹介状又は自國公館の証明書を添付して、指定の期日までに願い出なければならない。

(委託学生)

第51条 官公序、外国政府、学校、研究機関及び民間団体等から本大学院における修学を委託された者は第31条及び第32条の規定にかかわらず、これを委託学生として、正規の学生の修学に支障のない限り、選考のうえ入学を許可する。

2 委託学生には、本条に定めるもののほか、正規の学生の規定を準用し、更に必要な事項については、別に定める。

(聴講生)

第52条 本大学院の一または複数の授業科目について聴講を志望する者に対しては、正規の学生の修業に支障のない限り、選考のうえ、聴講生として受講を許可することができる。

2 聽講生の聴講は、学年又は学期の始めに限り許可するものとする。

3 聽講生に関する規定は別に定める。

(科目等履修生)

第53条 本大学院の一または複数の授業科目について履修を志望する本大学院の学生以外の者に対しては、正規の学生の修業に支障のない限り、選考のうえ科目等履修生として受講を許可することができる。

2 科目等履修生の受講は、学年又は学期の始めに限り許可することができる。

3 科目等履修生に関する規程は別に定める。

(特別聴講学生)

第54条 他の大学院学生が、本学の大学院において専攻分野に関する科目を履修し、単位を修得しようとするとき、または、本学の大学院学生が他の研究科において専攻分野に関する科目を履修し、単位を修得しようとするときは、両大学院等の協議に基づき、特別聴講学生として10単位を超えない範囲でこれを許可することができる。

2 特別聴講学生に対する所定の単位の授与方法については、第17条の規定によるものとする。

3 特別聴講学生が本学の規則に違反したときには、その許可を取り消すことができる。

第9章 賞罰

(表彰)

第55条 人物及び学業成績の特に優れた者に対して、学長は当該研究科の研究科委員会の議を経て、表彰することがある。

(懲戒)

第56条 学長は、大学院の学則、その他本学の定める規則若しくは命令に背き、又は学生の本分に反する行為のあった者に対して、当該研究科の研究科委員会の議を経て懲戒に付すことができる。

2 懲戒は、謹責、停学、退学とする。

3 懲戒退学は、次の各号の一に該当する者について行う。

- (1) 性行が不良で、改善の見込みのない者
- (2) 学力が劣等で、成業の見込みのない者
- (3) 正当な理由がないのに、出席が常でない者
- (4) 学内の秩序を乱し、その他学生の本分に反する者

第10章 図書館、研究指導施設

(図書館)

第57条 本学に図書館を置き、図書その他の文献及び研究資料を収集管理し、本大学院生の閲覧に供する。

(研究指導施設・設備)

第58条 本学学部の諸施設は、必要に応じて、本大学院学生の研究及び指導に充てるものとする。

附 則

この学則は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成4年4月1日から施行する。ただし、第23条（学位の授与）については平成3年9月2日から施行する。

附 則

この学則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成7年4月1日から施行する。ただし、別表（A）、（B）については、平成7年度入学生から適用する。

附 則

1 この学則は、平成8年4月1日から施行する。

2 平成8年3月31日以前に薬学研究科に入学し、引き続き在学する者については、なお従前の学則による。

3 平成8年度から平成9年度までの収容定員は、第7条の規定にかかわらず次のとおりとする。

	平成8年度	平成9年度
薬学研究科修士課程（薬学専攻）	32名	32名
薬学研究科修士課程（医療薬学専攻）	24名	48名
薬学研究科博士課程（後期3年の課程）	12名	12名

附 則

- 1 この学則は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 平成9年度から平成10年度までの収容定員は、第7条の規定にかかわらず次のとおりとする。

	平成9年度	平成10年度
薬学研究科修士課程（薬学専攻）	32名	32名
薬学研究科修士課程（医療薬学専攻）	48名	48名
薬学研究科博士課程（後期3年の課程）	12名	12名
歯学研究科博士課程	72名	72名
看護福祉学研究科修士課程（看護学専攻） （臨床福祉・心理学専攻）	15名 15名	30名 30名

附 則

- 1 この学則は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 平成11年度から平成13年度までの収容定員は、第7条の規定にかかわらず次のとおりとする。

	平成11年度	平成12年度	平成13年度
薬学研究科修士課程（薬学専攻）	32名	32名	32名
薬学研究科修士課程（医療薬学専攻）	48名	48名	48名
薬学研究科博士課程（後期3年の課程）	12名	12名	12名
歯学研究科博士課程	72名	72名	72名
看護福祉学研究科修士課程（看護学専攻） （臨床福祉・心理学専攻）	30名 30名	30名 30名	30名 30名
看護福祉学研究科博士課程（後期3年の課程） （看護学専攻） （臨床福祉・心理学専攻）	2名 2名	4名 4名	6名 6名

附 則

この学則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 平成16年3月31日以前に看護福祉学研究科臨床福祉・心理学専攻に入学し、引き続き在学する者については、なお従前の学則による。
- 3 平成16年度から平成18年度までの収容定員は、第7条の規定にかかわらず次のとおりとする。

	平成16年度	平成17年度	平成18年度
薬学研究科修士課程（薬学専攻）	32名	32名	32名
薬学研究科修士課程（医療薬学専攻）	48名	48名	48名
薬学研究科博士課程（後期3年の課程）	12名	12名	12名
歯学研究科博士課程	72名	72名	72名
看護福祉学研究科修士課程（看護学専攻） （臨床福祉・心理学専攻）	30名 15名	30名 —	30名 —
看護福祉学研究科修士課程（看護学専攻） （臨床福祉学専攻）	5名	10名	10名
看護福祉学研究科博士課程（後期3年の課程） （看護学専攻） （臨床福祉・心理学専攻）	6名 4名	6名 2名	6名 —

心理科学研究科修士課程	(臨床福祉学専攻)	2名	4名	6名
心理科学研究科博士課程	(臨床心理学専攻)	10名	20名	20名
	(後期3年の課程)			
	(臨床心理学専攻)	2名	4名	6名

附 則

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成18年4月1日から施行する

2 平成18年度から平成20年度までの収容定員は、第7条の規定にかかわらず次のとおりとする。

	平成18年度	平成19年度	平成20年度
薬学研究科修士課程 (薬学専攻)	32名	32名	32名
薬学研究科修士課程 (医療薬学専攻)	48名	48名	48名
薬学研究科博士課程 (後期3年の課程)	12名	12名	12名
歯学研究科博士課程	72名	72名	72名
看護福祉学研究科修士課程 (看護学専攻)	30名	30名	30名
看護福祉学研究科修士課程 (臨床福祉学専攻)	10名	10名	10名
看護福祉学研究科博士課程 (後期3年の課程) (看護学専攻)	6名	6名	6名
看護福祉学研究科博士課程 (臨床福祉学専攻)	6名	6名	6名
心理科学研究科修士課程 (臨床心理学専攻)	20名	20名	20名
心理科学研究科修士課程 (言語聴覚学専攻)	5名	10名	10名
心理科学研究科博士課程 (後期3年の課程) (臨床心理学専攻)	6名	6名	6名
心理科学研究科博士課程 (言語聴覚学専攻)	2名	4名	6名

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。

2 平成22年3月31日以前に薬学研究科に入学し、引き続き在学する者については、なお従前の学則による。

3 平成22年度から平成23年度までの収容定員は、第7条の規定にかかわらず次のとおりとする。

	平成22年度	平成23年度
薬学研究科修士課程 (薬学専攻)	16名	—
薬学研究科修士課程 (医療薬学専攻)	24名	—

薬学研究科修士課程 (生命薬科学専攻)	3名	6名	
薬学研究科博士課程 (後期3年の課程)	12名	12名	
歯学研究科博士課程	72名	72名	
看護福祉学研究科修士課程 (看護学専攻)	30名	30名	
看護福祉学研究科修士課程 (臨床福祉学専攻)	10名	10名	
看護福祉学研究科博士課程 (後期3年の課程)			
看護福祉学研究科博士課程 (看護学専攻)	6名	6名	
看護福祉学研究科博士課程 (臨床福祉学専攻)	6名	6名	
心理科学研究科修士課程 (臨床心理学専攻)	20名	20名	
心理科学研究科修士課程 (言語聴覚学専攻)	10名	10名	
心理科学研究科博士課程 (後期3年の課程)			
心理科学研究科博士課程 (臨床心理学専攻)	6名	6名	
心理科学研究科博士課程 (言語聴覚学専攻)	6名	6名	

附 則

- 1 学則別表(D) 看護学専攻授業科目のうち「NP養成コース」に関する「高度実践看護学特論」、「高度実践看護学演習」、「病態治療論（高度実践看護）」「薬理学特論（高度実践看護）」、「疾病予防・管理論」、「フィジカルアセスメント特論」、「臨地実習Ⅲ」、「臨地実習Ⅳ」については、平成22年4月1日現在で第2学年に在学する学生にも適用する。
- 2 この学則は、平成22年5月27日から施行する。

附 則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成24年3月31日以前に薬学研究科入学し、引き続き在学する者については、従前の学則による。
- 3 平成24年度から平成27年度までの収容定員は、第7条の規定にかかわらず次のとおりとする。

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
薬学研究科修士課程 (生命薬科学専攻)	6名	6名	6名	6名
薬学研究科博士課程 (後期3年の課程)	8名	4名	—	—
歯学研究科博士課程	3名	6名	9名	12名
歯学研究科博士課程	72名	72名	72名	72名
看護福祉学研究科修士課程 (看護学専攻)	30名	30名	30名	30名
看護福祉学研究科修士課程 (臨床福祉学専攻)	10名	10名	10名	10名
看護福祉学研究科博士課程 (後期3年の課程)				
看護福祉学研究科博士課程 (看護学専攻)	6名	6名	6名	6名
看護福祉学研究科博士課程 (臨床福祉学専攻)	6名	6名	6名	6名
心理科学研究科修士課程 (臨床心理学専攻)	20名	20名	20名	20名

(言語聴覚学専攻)	10名	10名	10名	10名
心理科学学研究科博士課程 (後期3年の課程)				
(臨床心理学専攻)	6名	6名	6名	6名
(言語聴覚学専攻)	6名	6名	6名	6名

附 則

- 1 この学則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成24年3月31日以前に薬学研究科に入学し、引き続き在学する者については、従前の学則による。
- 3 平成25年度から平成26年度の収容定員は第7条の規定にかかわらず次のとおりとする。

	平成25年度	平成26年度
薬学研究科修士課程 (生命薬科学専攻)	6名	6名
薬学研究科博士課程(後期3年の課程) (薬学専攻)	4名	—
薬学研究科博士課程 (薬学専攻)	6名	9名
歯学研究科博士課程 (歯学専攻)	72名	72名
看護福祉学研究科修士課程 (看護学専攻)	30名	30名
(臨床福祉学専攻)	10名	10名
看護福祉学研究科博士課程(後期3年の課程) (看護学専攻)	6名	6名
(臨床福祉学専攻)	6名	6名
心理科学研究科修士課程 (臨床心理学専攻)	20名	20名
(言語聴覚学専攻)	10名	10名
心理科学研究科博士課程(後期3年の課程) (臨床心理学専攻)	6名	6名
(言語聴覚学専攻)	6名	6名
リハビリテーション科学研究科修士課程 (リハビリテーション科学専攻)	5名	10名

附 則

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成27年3月31日以前に入学し、引き続き在学する者は、従前の学則を適用する。
- 3 看護学専攻において、平成27年4月1日に在籍する第2学年以上の学生が当該変更後のカリキュラムの履修を希望する場合、それまでの単位修得状況等を考慮した上で履修を認めることがある。
- 4 平成27年度から平成28年度の収容定員は第7条の規定にかかわらず次のとおりとする。

	平成27年度	平成28年度
薬学研究科修士課程 (生命薬科学専攻)	—	—
薬学研究科博士課程 (薬学専攻)	—	—
歯学研究科博士課程		

(歯学専攻)	—	—	—
看護福祉学研究科修士課程	—	—	—
(看護学専攻)	—	—	—
(臨床福祉学専攻)	—	—	—
看護福祉学研究科博士課程（後期3年の課程）	—	—	—
(看護学専攻)	—	—	—
(臨床福祉学専攻)	—	—	—
心理科学研究科修士課程	—	—	—
(臨床心理学専攻)	—	—	—
(言語聴覚学専攻)	—	—	—
心理科学研究科博士課程（後期3年の課程）	—	—	—
(臨床心理学専攻)	—	—	—
(言語聴覚学専攻)	—	—	—
リハビリテーション科学研究科修士課程	—	—	—
(リハビリテーション科学専攻)	—	—	—
リハビリテーション科学研究科博士課程（後期3年の課程）	—	—	—
(リハビリテーション科学専攻)	2名	4名	—

附 則

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成30年3月31日以前に心理科学研究科修士課程臨床心理学専攻に入学し、引き続き在学する者については、従前の学則による。
- 3 平成30年度の収容定員は第7条の規定にかかわらず次のとおりとする。

	平成30年度
薬学研究科修士課程 （生命薬科学専攻）	—
薬学研究科博士課程 （薬学専攻）	—
歯学研究科博士課程 （歯学専攻）	—
看護福祉学研究科修士課程 （看護学専攻）	—
看護福祉学研究科修士課程 （臨床福祉学専攻）	—
看護福祉学研究科博士課程（後期3年の課程） （看護学専攻）	—
看護福祉学研究科博士課程（後期3年の課程） （臨床福祉学専攻）	—
心理科学研究科修士課程 （臨床心理学専攻）	30名
心理科学研究科修士課程 （言語聴覚学専攻）	—
心理科学研究科博士課程（後期3年の課程） （臨床心理学専攻）	—
心理科学研究科博士課程（後期3年の課程） （言語聴覚学専攻）	—
リハビリテーション科学研究科修士課程 （リハビリテーション科学専攻）	—

附 則

- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成30年4月1日以降に心理科学研究科修士課程臨床心理学専攻に入学した学生にも適用する。
- 3 平成30年3月31日以前に心理科学研究科修士課程臨床心理学専攻に入学し、引き続き在学する者については、従前の学則による。

附 則

この学則は、令和元年9月26日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 学則別表（D）・（E）看護福祉学研究科共通科目のうち、「スーパービジョン特論」については、令和2年4月1日現在で第2学年に在学する者にも適用する。
- 3 第8条第6項、第7項及び第23条については、平成31年4月1日以降に心理科学研究科に入学した者にも適用し、平成31年3月31日以前に心理科学研究科に入学し、引き続き在学する者については、従前の学則による。

附 則

この学則は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和4年4月1日から施行する。

別表（A）—I

薬学専攻			
博士課程			
授業科目	講義その他の区分	授業を行う年次	単位数
医療薬学基盤科目			
医薬品開発特論Ⅰ	講義	1・2	2
医薬品開発特論Ⅱ	〃	1・2	2
臨床薬理学特論	〃	1・2	2
生体機能解析学特論	〃	1・2	2
食品機能解析学特論	〃	1・2	2
予防医療学特論	〃	1・2	2
ゲノム解析学特論	〃	1・2	2
感染症学特論	〃	1・2	2
薬動学特論	〃	1・2	2
薬物分析化学特論	〃	1・2	2
医薬品作用学特論	〃	1・2	2
臨床薬物動態学特論	〃	1・2	2
薬剤疫学特論	〃	1・2	2
漢方薬学特論	〃	1・2	2
医療薬学応用科目			
画像診断学特論	講義	3・4	2
臨床診断学特論	〃	3・4	2
病態解析学特論	〃	3・4	2
地域医療実践学特論	〃	3・4	2
環境感染学特論	〃	3・4	2

レギュラトリーサイエンス特論	〃	3・4	2
医薬品情報演習	演習	3・4	2
E B M実践演習	〃	3・4	2
T D M実践演習	〃	3・4	2
薬物相互作用解析演習	〃	3・4	2
臨床薬学総合実習	実習	2~4	4
基盤研究科目			
実験計画演習	演習	1	2
情報処理演習	〃	1	2
基盤研究総合実習	実習	1	2
課題研究	実験	1~4	10
専門薬剤師科目			
専門薬剤師特別講義	講義	1~4	2

別表 (B) — I

区分	薬学専攻		修得単位数
	授業科目等		
必修	実験計画演習 情報処理演習 課題研究		2 2 10
選択	医療薬学基盤科目 医療薬学応用科目		10以上 6以上
合計			30以上
備考	・専門薬剤師科目は修了必要単位数に含まない。		

別表(C)

授業科目	講義その他の区分	単位数	備考
【研究コース】			
<解剖学> 解剖学特論	講 義	2	
同実習	実 習	4	
口腔解剖学特論	講 義	2	
同実習	実 習	4	
<組織学> 組織学特論	講 義	2	
同実習	実 習	4	
口腔組織学特論	講 義	2	
同実習	実 習	4	
<生理学> 人体生理学特論	講 義	2	
同実習	実 習	4	
口腔生理学特論	講 義	2	
同実習	実 習	4	
<生化学> 生化学特論	講 義	2	
同実習	実 習	4	
口腔生化学特論	講 義	2	
同実習	実 習	4	
<臨床口腔病理学>			

病理学特論	講義	2	
同実習	実習	4	
口腔病理学特論	講義	2	
同実習	実習	4	
<微生物学>			
微生物学特論	講義	2	
同実習	実習	4	
口腔微生物学特論	講義	2	
同実習	実習	4	
<薬理学>			
薬理学特論	講義	2	
同実習	実習	4	
歯科薬理学特論	講義	2	
同実習	実習	4	
<生体材料工学>			
生体材料工学特論	講義	2	
同実習	実習	4	
歯科生体材料工学特論	講義	2	
同実習	実習	4	
<保健衛生学>			
保健衛生学特論	講義	2	
同実習	実習	4	
口腔保健衛生学特論	講義	2	
同実習	実習	4	
<歯周歯内治療学>			
歯周病学特論	講義	2	
同実習	実習	4	
歯内療法学特論	講義	2	
同実習	実習	4	
<う蝕制御治療学>			
う蝕制御治療学特論 I	講義	2	
同実習	実習	4	
う蝕制御治療学特論 II	講義	2	
同実習	実習	4	
<咬合再建補綴学>			
全部床義歯補綴学特論	講義	2	
同実習	実習	4	
部分床義歯補綴学特論	講義	2	
同実習	実習	4	
<クラウンブリッジ・インプラント補綴学>			
歯冠補綴学特論	講義	2	
同実習	実習	4	
橋義歯補綴学特論	講義	2	
同実習	実習	4	
<組織再建口腔外科学>			
口腔外科学特論 I	講義	2	
同実習	実習	4	
口腔外科学特論 II	講義	2	
同実習	実習	4	

<顎顔面口腔外科学>			
口腔外科学特論Ⅲ	講義	2	
同実習	実習	4	
口腔外科学特論Ⅳ	講義	2	
同実習	実習	4	
<口腔再生医学>			
口腔再生医学特論Ⅰ	講義	2	
同実習	実習	4	
口腔再生医学特論Ⅱ	講義	2	
同実習	実習	4	
<高齢者・有病者歯科学>			
高齢者・有病者歯科学特論Ⅰ	講義	2	
同実習	実習	4	
高齢者・有病者歯科学特論Ⅱ	講義	2	
同実習	実習	4	
<歯科矯正学>			
歯科矯正学特論Ⅰ	講義	2	
同実習	実習	4	
歯科矯正学特論Ⅱ	講義	2	
同実習	実習	4	
<小児歯科学>			
小児歯科学特論Ⅰ	講義	2	
同実習	実習	4	
小児歯科学特論Ⅱ	講義	2	
同実習	実習	4	
<歯科放射線学>			
歯科放射線学特論Ⅰ	講義	2	
同実習	実習	4	
歯科放射線学特論Ⅱ	講義	2	
同実習	実習	4	
<歯科麻酔学>			
歯科麻酔学特論Ⅰ	講義	2	
同実習	実習	4	
歯科麻酔学特論Ⅱ	講義	2	
同実習	実習	4	
(共通科目)			
歯科医学課題研究	講義	4	
歯科医学特別演習	講義	4	
歯科総合治療学Ⅰ	講義	2	
歯科総合治療学Ⅱ	講義	2	
歯科医学研究総論	講義	2	
研究方法論Ⅰ	講義	1	
研究方法論Ⅱ	講義	1	
(特論科目)			
歯科医学特論Ⅰ	講義	1	
歯科医学特論Ⅱ	講義	1	
歯科医学特論Ⅲ	講義	1	
歯科医学特論Ⅳ	講義	1	
歯科医学特論Ⅴ	講義	1	

歯科医学特論VI	講義	1	
歯科医学特論VII	講義	1	
歯科医学特論VIII	講義	1	
病態生理学特論	講義	1	
細胞生物学特論	講義	1	
分子生命科学特論	講義	1	
内科学特論	講義	1	
内科系疾病学特論	講義	1	
外科系疾病学特論	講義	1	
医薬品情報科学特論	講義	1	
遺伝医学・医療特論	講義	1	
生殖医療文化学特論	講義	1	
感染症学特論	講義	1	
腫瘍学特論	講義	1	
臨床腫瘍・感染症学特論	講義	1	
臨床小児医学・臨床遺伝学特論	講義	1	
心身医学特論	講義	2	
臨床心理学特論	講義	1	
非言語行動学特論	講義	2	
ヘルスケア特論	講義	1	
医療社会学特論	講義	1	
在宅ケア特論 I	講義	1	
在宅ケア特論 II	講義	1	
在宅ケア特論 III	講義	1	
在宅ケア特論 IV	講義	1	
在宅ケア特論 V	講義	1	
在宅ケア特論 VI	講義	1	
(自由選択科目)			
日本語コミュニケーション	講義	(2)	

1 〈 〉は専攻科目を示す。

2 単位数欄が () の科目は、自由選択科目を示し、修了単位に含まない。

3 各専攻に関わる授業科目から12単位、他の専攻に関わる授業科目、共通科目、特論科目のうちから18単位以上、計30単位以上を修得するものとする。

【認定医・専門医養成コース】

<口腔外科>			
口腔外科学特論	セミナー	2	
同実習	実習	2	
同臨床実習	臨床	10	
<歯周病>			
歯周病学特論	セミナー	2	
同実習	実習	2	
同臨床実習	臨床	10	
<小児歯科>			
小児歯科学特論	セミナー	2	
同実習	実習	2	
同臨床実習	臨床	10	
<歯科麻酔>			
歯科麻酔学特論	セミナー	2	
同実習	実習	2	

同臨床実習	臨 床	10	
<保存治療>			
保存治療学特論	セミナー	2	
同実習	実 習	2	
同臨床実習	臨 床	10	
<接着歯科治療>			
接着歯科治療学特論	セミナー	2	
同実習	実 習	2	
同臨床実習	臨 床	10	
<レーザー歯学>			
レーザー歯学特論	セミナー	2	
同実習	実 習	2	
同臨床実習	臨 床	10	
<補綴歯科>			
補綴歯科学特論	セミナー	2	
同実習	実 習	2	
同臨床実習	臨 床	10	
<口腔インプラント>			
口腔インプラント学特論	セミナー	2	
同実習	実 習	2	
同臨床実習	臨 床	10	
<歯科審美>			
歯科審美学特論	セミナー	2	
同実習	実 習	2	
同臨床実習	臨 床	10	
<矯正歯科>			
矯正歯科学特論	セミナー	2	
同実習	実 習	2	
同臨床実習	臨 床	10	
<頸関節>			
頸関節症学特論	セミナー	2	
同実習	実 習	2	
同臨床実習	臨 床	10	
<口腔衛生>			
口腔衛生学特論	セミナー	2	
同実習	実 習	2	
同臨床実習	臨 床	10	
<障害者歯科>			
障害者歯科学特論	セミナー	2	
同実習	実 習	2	
同臨床実習	臨 床	10	
<歯科放射線>			
歯科放射線学特論	セミナー	2	
同実習	実 習	2	
同臨床実習	臨 床	10	
<老年歯科>			
老年歯科学特論	セミナー	2	
同実習	実 習	2	
同臨床実習	臨 床	10	

<口腔病理>			
口腔病理学特論	セミナー	2	
同実習	実習	2	
同臨床実習	臨床	10	
<歯科心身医学>			
歯科心身医学特論	セミナー	2	
同実習	実習	2	
同臨床実習	臨床	10	
(必修科目)			
歯科医学研究総論*	講義	2	
E B M総論*	講義	2	

1 < > は認定医・専門医を示す。
 2 *は1年次の必修科目
 3 必修科目4単位、各専攻認定医・専門医に関わる授業科目14単位以上および研究コースの共通科目、特論科目のうちから12単位以上、計30単位以上を修得するものとする。

別表 (D)

看護学専攻（博士前期課程）

授業科目の名称	配当年次	単位数		備考
		必修	選択	
[看護学専攻コア科目]				
【基礎・統合領域】				
看護学特論 I				
基礎看護学特論 I	1	2		
看護管理学特論 I	1	2		
地域看護学特論 I	1	2		
在宅看護学特論 I	1	2		
感染看護学特論 I	1	2		
高度実践看護学特論 I	1	2		
看護学特論 II				・特論 II は、当該専攻分野の特論 I を履修した者を対象とする
在宅看護学特論 II	1	2		
感染看護学特論 II	1	2		
高度実践看護学特論 II	1	2		
看護学演習 I				
基礎看護学演習 I	1	2		
看護管理学演習 I	1	2		
地域看護学演習 I	1	2		
在宅看護学演習 I	1	2		
感染看護学演習 I	1	2		
高度実践看護学演習 I	1	2		
看護学演習 II				
基礎看護学演習 II	1・2	2		
看護管理学演習 II	1・2	2		
地域看護学演習 II	1・2	2		
在宅看護学演習 II	1・2	2		
感染看護学演習 II	1・2	2		
高度実践看護学演習 II	1・2	2		
看護学演習 III				・演習 III は、当該専攻分野の演習 I・II を履修した高度実
在宅看護学演習 III	1・2	2		

感染看護学演習Ⅲ	1・2	2	践コースの者を対象とする。
高度実践看護学演習Ⅲ	1・2	2	
【発達・障害領域】			
看護学特論 I			
小児看護学特論 I	1	2	
母性看護学特論 I	1	2	
成人看護学特論 I	1	2	
老年看護学特論 I	1	2	
精神看護学特論 I	1	2	
がん看護学特論 I	1	2	
看護学特論 II			
成人看護学特論 II	1	2	・特論Ⅱは、当該専攻分野の特論Iを履修した者を対象とする
老年看護学特論 II	1	2	
精神看護学特論 II	1	2	
がん看護学特論 II	1	2	
看護学演習 I			
小児看護学演習 I	1	2	
母性看護学演習 I	1	2	
成人看護学演習 I	1	2	
老年看護学演習 I	1	2	
精神看護学演習 I	1	2	
がん看護学演習 I	1	2	
看護学演習 II			
小児看護学演習 II	1・2	2	
母性看護学演習 II	1・2	2	
成人看護学演習 II	1・2	2	
老年看護学演習 II	1・2	2	
精神看護学演習 II	1・2	2	
がん看護学演習 II	1・2	2	
看護学演習 III			・演習Ⅲは、当該専攻分野の演習I・IIを履修した高度実践コースの者を対象とする。
成人看護学演習 III	1・2	2	
老年看護学演習 III	1・2	2	
精神看護学演習 III	1・2	2	
がん看護学演習 III	1・2	2	
臨地実習			
臨地実習 I	1	2	
臨地実習 II	2	4	臨地実習IIおよびIIIは高度実践コースの者を対象
臨地実習 III	2	4	とし、臨地実習IVは高度
臨地実習 IV	2	6	実践コース（N P養成課程）の者を対象とする。
課題研究			
看護学課題研究	2	6	・臨床看護学課題研究は、高
臨床看護学課題研究	2	2	度実践コースの者を対象とす
る。			
[看護学専攻選択科目]			
看護管理特論	1・2	2	
看護理論特論	1・2	2	
看護倫理特論	1・2	2	

コンサルテーション論	1・2		2	
在宅ケアマネジメント論	1・2		2	
在宅看護管理論	1・2		2	
感染症学特論	1・2		2	
感染予防学特論	1・2		2	
感染制御薬理学特論	1・2		2	
精神障害者治療支援技法論	1・2		2	
腫瘍学特論	1・2		2	
在宅医療薬理学論	1・2		1	
保健医療福祉論	1・2		2	
家族ケア論	1・2		2	
臨床解剖生理学論（高度実践）	1・2		2	
*				
病態生理学論（高度実践）*	1・2		2	
薬理学特論（高度実践）*	1・2		2	
疾病予防・管理論（高度実践）*	1・2		2	
ヘルスアセスメント特論Ⅰ（高度実践）*	1・2		2	
ヘルスアセスメント特論Ⅱ（高度実践）*	1・2		2	
看護教育特論	1・2		2	
看護学教育基礎論	1・2		2	
看護学教育基礎演習	1・2		4	
[看護福祉学研究科共通科目]				
研究方法論	1	2		
研究方法各論Ⅰ（質的研究法）	1・2		2	
研究方法各論Ⅱ（量的研究法）	1・2		2	
研究方法各論Ⅲ（公衆衛生調査法）	1・2		2	
地域生活ケア論Ⅰ（老年者）	1・2		1	
地域生活ケア論Ⅱ（精神障害）	1・2		1	
地域生活ケア論Ⅲ（緩和ケア）	1・2		1	
地域生活ケア論Ⅳ（子ども）	1・2		1	
異分野連携実践論	1・2		2	
スーパービジョン特論	1・2		2	
遺伝医学・医療論	1・2		1	
ヘルスプロモーション論	1・2		2	
精神医学特論	1・2		2	
カウンセリング	1・2		2	
生殖医療文化論	1・2		1	
<修士課程修了要件>				
1) 看護学専攻コア科目のうち、専攻分野の特論Ⅰにおける2単位と演習Ⅰ・Ⅱにおける4単位、臨地実習Ⅰの2単位は必修科目とする。				
2) 「看護学課題研究」6単位を修得する。ただし、高度実践コースの者は、「臨床看護学課題研究」2単位をもって替えることができる。				
3) その他、看護学専攻コア科目、看護学専攻選択科目および看護福祉学研究科共通科目から18～22単位以上を修得する。				
4) 原則として2年以上在学し、所定の授業科目について32単位以上を修得し、必要な研究				

<p>指導を受け、かつ、学位論文の審査及び最終試験に合格すること。</p> <p><資格等取得に係る要件></p> <p>1) 高度実践コース（CNS教育課程）の者が、専門看護師資格審査の受験資格を取得するためには、上記の修了要件を満たすほか、別に分野ごとに指定する科目の修得が必要である。</p> <p>2) 高度実践コース（NP養成課程）の者は、上記の修士課程修了要件を満たすほか、別に指定する科目の修得が必要である。また、当該コースの別に指定する科目は、厚生労働省の定める特定行為研修として指定されている科目を含む。</p> <p>3) 高度実践コース（NP養成課程）を修了するには、コースで行う修了試験に合格することが必要である。</p>

別表 (D)

看護学専攻（博士後期課程）

授業科目の名称	配当年次	単位数		備考
		必修	選択	
[看護学専攻科目]				
【基礎・統合領域】				
基礎・統合看護論				
基礎看護論	1・2		2	
看護管理論	1・2		2	
地域看護論	1・2		2	
感染看護論	1・2		2	
基礎・統合看護論演習				
基礎看護論演習	1・2		4	
看護管理論演習	1・2		4	
地域看護論演習	1・2		4	
感染看護論演習	1・2		4	
【発達・障害領域】				
発達・障害看護論				
小児看護論	1・2		2	
母性看護論	1・2		2	
成人看護論	1・2		2	
老年看護論	1・2		2	
精神看護論	1・2		2	
がん看護論	1・2		2	
発達・障害看護論演習				
小児看護論演習	1・2		4	
母性看護論演習	1・2		4	
成人看護論演習	1・2		4	
老年看護論演習	1・2		4	
精神看護論演習	1・2		4	
がん看護論演習	1・2		4	
看護学特別研究	1～3	6		
[看護学専攻選択科目]				
【高度実践看護領域】				
高度実践看護論				
ヘルスアセスメント開発論	1・2		2	
[看護福祉学研究科共通科目]				
病気・障害認識論	1・2		1	

認知症ケア論	1・2		1	
緩和ケア論	1・2		1	
医療人類学論	1・2		1	
疫学的研究方法論	1・2		1	
現象学的研究方法論	1・2		1	

<修了要件>

1) 看護学専攻科目は、専攻領域の看護論科目2単位並びに演習科目4単位と「看護学特別研究」の6単位を含む合計12単位以上を修得する。

2) 看護福祉学研究科共通科目は選択履修とする。

所定の授業科目について12単位以上を修得し、必要な研究指導を受け、かつ、学位論文の審査及び最終試験に合格すること。

別表 (E)

臨床福祉学専攻（博士前期課程）

授業科目の名称	配当年次	単位数		備考
		必修	選択	
[臨床福祉学専攻コア科目]				
【基礎領域】				
臨床福祉学特論				
社会福祉学原理特論	1		2	
臨床福祉学演習 I				
社会福祉学原理演習 I	1		2	
臨床福祉学演習 II				
社会福祉学原理演習 II	1・2		2	
【援助領域】				
臨床福祉学特論				
障害福祉学特論	1		2	
高齢者福祉学特論	1		2	
児童福祉学特論	1		2	
臨床福祉学演習 I				
障害福祉学演習 I	1		2	
高齢者福祉学演習 I	1		2	
児童福祉学演習 I	1		2	
臨床福祉学演習 II				
障害者福祉学演習 II	1・2		2	
高齢者福祉学演習 II	1・2		2	
児童福祉学演習 II	1・2		2	
【俯瞰領域】				
臨床福祉学特論				
福祉疫学特論	1		2	
教育福祉学特論	1		2	
臨床福祉学演習 I				
福祉疫学演習 I	1		2	
教育福祉学演習 I	1		2	
臨床福祉学演習 II				
福祉疫学演習 II	1・2		2	
教育福祉学演習 II	1・2		2	
臨地実習				
臨床福祉学実習	1	2		

課題研究 臨床福祉学課題研究	2	6		
[臨床福祉学専攻選択科目]				
社会福祉政策学特論	1・2		2	
地域福祉情報論	1・2		2	
障害福祉研究	1・2		2	
福祉教育研究	1・2		2	
ソーシャルワーク特論	1・2		2	
医療福祉学研究	1・2		2	
[看護福祉学研究科共通科目]				
研究方法論	1	2		
研究方法各論Ⅰ（質的研究法）	1・2		2	
研究方法各論Ⅱ（量的研究法）	1・2		2	
研究方法各論Ⅲ（公衆衛生調査法）	1・2		2	研究方法論を含む2科目4単位以上を履修すること
地域生活ケア論Ⅰ（老年者）	1・2		1	
地域生活ケア論Ⅱ（精神障害）	1・2		1	
地域生活ケア論Ⅲ（緩和ケア）	1・2		1	
地域生活ケア論Ⅳ（子ども）	1・2		1	
異分野連携実践論	1・2		2	
スーパービジョン特論	1・2		2	
遺伝医学・医療論	1・2		1	
ヘルスプロモーション論	1・2		2	
精神医学特論	1・2		2	
カウンセリング	1・2		2	
生殖医療文化論	1・2		1	
<修士課程修了要件>				
1) 臨床福祉学専攻コア科目のうち、専攻分野の特論科目2単位と演習Ⅰ・Ⅱにおける計4単位、臨地実習の2単位は必修科目とする。				
2) 臨床福祉学課題研究6単位を修得する。				
3) その他、臨床福祉学専攻コア科目、臨床福祉学専攻選択科目および看護福祉学研究科共通科目から18単位以上を修得する。				
4) 原則として2年以上在学し、所定の授業科目について32単位以上を修得し、必要な研究指導を受け、かつ、学位論文の審査及び最終試験に合格すること。				

別表 (E)

臨床福祉学専攻（博士後期課程）

授業科目の名称	配当年次	単位数		備考
		必修	選択	
[臨床福祉学専攻科目]				
【基礎領域】				
福祉原論				
福祉原理論	1・2		2	
福祉原論演習				
福祉原理論演習	1・2		4	
【援助領域】				
福祉援助論				
障害福祉論	1・2		2	
精神保健福祉論	1・2		2	

高齢者福祉論	1・2		2	
児童福祉論	1・2		2	
福祉援助論演習				
障害福祉論演習	1・2		4	
精神保健福祉論演習	1・2		4	
高齢者福祉論演習	1・2		4	
児童福祉論演習	1・2		4	
【俯瞰領域】				
福祉展開論				
地域福祉論	1・2		2	
教育福祉論	1・2		2	
福祉展開論演習				
地域福祉論演習	1・2		4	
教育福祉論演習	1・2		4	
臨床福祉学特別研究	1～3	6		
【看護福祉学研究科共通科目】				
病気・障害認識論	1・2		1	
認知症ケア論	1・2		1	
緩和ケア論	1・2		1	
医療人類学論	1・2		1	
疫学的研究方法論	1・2		1	
現象学的研究方法論	1・2		1	
<修了要件>				
1) 臨床福祉学専攻科目は、専攻領域の福祉原論、福祉援助論、福祉展開論の中から2単位並びに演習科目4単位と「臨床福祉学特別研究」の6単位を含む合計12単位以上を修得する。				
2) 看護福祉学研究科共通科目は選択履修とする。				
所定の授業科目について12単位以上を修得し、必要な研究指導を受け、かつ、学位論文の審査及び最終試験に合格すること。				

別表 (F)

臨床心理学専攻（博士前期課程）

授業科目の名称	配当年次	単位数	
		必修	選択
必修科目			
保健医療分野に関する理論と支援の展開	1	4	
福祉分野に関する理論と支援の展開	1	2	
教育分野に関する理論と支援の展開	1	2	
司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開	1	2	
産業・労働分野に関する理論と支援の展開	1	2	
心理的アセスメントに関する理論と実践	1	4	
心理支援に関する理論と実践	1	4	
家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践	1	2	
心の健康教育に関する理論と実践	1	2	
心理実践実習Ⅰ	1	2	
心理実践実習Ⅱ	2	6	
心理実践実習Ⅲ	2	6	
公認心理師課題演習	2	2	
心理基礎演習	1	2	

	臨床心理学課題研究	1～2	8	
選択科目	精神薬理学	1		1
	臨床心理学研究法	1		2

必修科目50単位を含め、合計50単位以上を履修するものとする。

配当年次欄の1～2は2年間を通じて履修する科目を示す。

別表(G)

臨床心理学専攻（博士後期課程）

授業科目の名称	配当年次	単位数		備考
		必修	選択	
学習心理学研究	1・2	2		「学習心理学研究」・
生理心理学研究	1・2	2		「生理心理学研究」・
臨床心理学研究	1・2	2		「臨床心理学研究」・
発達心理学研究	1・2	2		「発達心理学研究」・
医療心理学研究	1・2	2		「医療心理学研究」・
精神医学研究	1・2	2		「精神医学研究」の6教科目から
臨床心理学特別研究	1～3	6		2科目（4単位）以上を修得し、「臨床心理学特別研究」とあわせて10単位以上を修得する。

別表(H)

リハビリテーション科学専攻（博士前期課程）

授業科目の名称	配当年次	単位数	
		必修	選択
リハビリテーション教育特論	1・2	2	
リハビリテーション管理学特論	1・2	2	
リハビリテーション研究法特論Ⅰ（研究計画）	1	2	
リハビリテーション研究法特論Ⅱ（量的研究）	1	2	
リハビリテーション研究法特論Ⅲ（質的研究&事例研究）	1	2	
共通科目			
医療英語特論	1・2	2	
医療経済学特論	1・2	2	
生命科学特論	1・2	2	
精神保健学特論	1	2	
保健医療統計学特論	1・2	2	
リハビリテーション科学概論	1・2	2	
心理学特論	1・2	2	
医療倫理学特論	1・2	2	
生体構造機能・病態解析学分野			
解剖学特論	1・2	2	
解剖学演習	1・2	2	
身体運動科学特論	1・2	2	
身体運動科学演習	1・2	2	
運動・動作解析学特論	1・2	2	
運動・動作解析学演習	1・2	2	
先天異常学特論	1・2	2	
先天異常学演習	1・2	2	
臨床バイオメカニクス特論	1・2	2	
臨床バイオメカニクス演習	1・2	2	

専門科目	リハビリテーション治療学分野	内部障害リハビリテーション学特論	1・2		2	
		内部障害リハビリテーション学演習	1・2		2	
		運動障害リハビリテーション学特論	1・2		2	
		運動障害リハビリテーション学演習	1・2		2	
		身体障害リハビリテーション学特論	1・2		2	
		身体障害リハビリテーション学演習	1・2		2	
		発達障害リハビリテーション学特論	1・2		2	
		発達障害リハビリテーション学演習	1・2		2	
		認知言語発達障害リハビリテーション治療学特論	1・2		2	
		認知言語発達障害リハビリテーション治療学演習	1・2		2	
		聴覚障害リハビリテーション治療学特論	1・2		2	
		聴覚障害リハビリテーション治療学演習	1・2		2	
		発声発語障害リハビリテーション治療学特論	1・2		2	
		発声発語障害リハビリテーション治療学演習	1・2		2	
		摂食嚥下障害リハビリテーション治療学特論	1・2		2	
		摂食嚥下障害リハビリテーション治療学演習	1・2		2	
		高次脳機能障害リハビリテーション学特論	1・2		2	
		高次脳機能障害リハビリテーション学演習	1・2		2	
		失語症リハビリテーション治療学特論	1・2		2	
		失語症リハビリテーション治療学演習	1・2		2	
		精神障害リハビリテーション学特論	1・2		2	
		精神障害リハビリテーション学演習	1・2		2	
地域健康生活支援学分野		作業行動学特論	1・2		2	
		作業行動学演習	1・2		2	
		地域生活支援学特論	1・2		2	
		地域生活支援学演習	1・2		2	
応用特色科目		公衆衛生調査法	1・2		2	
		音楽療法特論	1・2		2	
		障害福祉学特論	1・2		2	
		高齢者福祉学特論	1・2		2	
		言語聴覚障害学フィールド・スタディ	1・2		2	
		コミュニケーション障害学特論	1・2		2	
		臨床リハビリテーション学（訪問）I	1・2		2	
		臨床リハビリテーション学（訪問）II	1・2		2	
		臨床リハビリテーション学（認知症）I	1・2		2	
		臨床リハビリテーション学（認知症）II	1・2		2	
研究指導		臨床リハビリテーション学（がん）I	1・2		2	
		リハビリテーション科学研究	2	8		
修了要件						
<p>(1) 共通科目から10単位以上を修得する。</p> <p>(2) 専門科目から専攻する領域の特論・演習科目4単位以上を修得する。</p> <p>(3) 研究指導8単位を修得する。</p> <p>(4) 上記ならびに選択科目を含め、合計30単位以上を修得し、必要な研究指導を受け、かつ、学位論文の審査及び最終試験に合格する。（ただし、専門科目の演習は同一科目名の特論の履修を条件とする。）</p>						

別表 (I)

リハビリテーション科学専攻（博士後期課程）

授業科目の名称		配当年次	単位数	
			必修	選択
共通科目	リハビリテーション科学研究法特講	1	1	
	リハビリテーション実践指導特講	1	1	
専門科目	生体構造機能・病態解析学特講 I	1		2
	生体構造機能・病態解析学特講 II	1		2
	生体構造機能・病態解析学特講 III	1		2
	生体構造機能・病態解析学特講 IV	1		2
	生体構造機能・病態解析学特講 V	1		2
	生体構造機能・病態解析学演習 I	1		2
	生体構造機能・病態解析学演習 II	1		2
	生体構造機能・病態解析学演習 III	1		2
	生体構造機能・病態解析学演習 IV	1		2
	生体構造機能・病態解析学演習 V	1		2
	リハビリテーション治療学特講 I	1		2
	リハビリテーション治療学特講 II	1		2
	リハビリテーション治療学特講 III	1		2
	リハビリテーション治療学特講 IV	1		2
	リハビリテーション治療学特講 V	1		2
	リハビリテーション治療学特講 VI	1		2
	リハビリテーション治療学特講 VII	1		2
	リハビリテーション治療学演習 I	1		2
	リハビリテーション治療学演習 II	1		2
	リハビリテーション治療学演習 III	1		2
	リハビリテーション治療学演習 IV	1		2
	リハビリテーション治療学演習 V	1		2
	リハビリテーション治療学演習 VI	1		2
	リハビリテーション治療学演習 VII	1		2
特別研究	地域健康生活支援学特講 I	1		2
	地域健康生活支援学特講 II	1		2
	地域健康生活支援学演習 I	1		2
	地域健康生活支援学演習 II	1		2
特別研究	リハビリテーション科学特別研究	1～3	6	
修了要件				
共通科目 2 単位（必修）、専門科目のうち専攻する専門領域の特講・演習科目 4 単位、特別研究 6 単位（必修）、合計12単位以上を修得し、必要な研究指導を受け、かつ、学位論文の審査及び最終試験に合格する。				

学則の変更事項を記載した書類

【変更事由】

大学院薬学研究科生命薬科学専攻修士課程を令和4年3月31日付にて廃止することに伴い、学則の一部を変更する。

【変更事項】

学則第1条（理念・目的）、第5条（課程）、第6条（修業年限）、第7条（収容定員）、第8条（履修方法）、第9条（教育課程）、第23条（課程修了の認定）、第24条（学位の授与）、第33条（入学資格）、第42条（除籍）、第46条（学生納入金）、附則に大学院薬学研究科生命薬科学専攻修士課程の廃止に伴う条文の変更を行う。また、別表（A）—II（第9条関係）、別表（B）—II（第9条関係）について削除する。

北海道医療大学大学院学則 新旧対照表

アンダーライン；変更箇所

新	旧
(理念・目的)	(理念・目的)
第1条 北海道医療大学大学院(以下「本大学院」という。)は、建学の理念に基づき、生命の尊重と個人の尊厳を基本として、保健と医療と福祉の連携・統合を図る教育を推進し、人間性豊かな高度専門職業人の養成ならびに独創的な研究活動を通して、社会の発展と人類の幸福に寄与することを教育理念とする。	第1条 北海道医療大学大学院(以下「本大学院」という。)は、建学の理念に基づき、生命の尊重と個人の尊厳を基本として、保健と医療と福祉の連携・統合を図る教育を推進し、人間性豊かな高度専門職業人の養成ならびに独創的な研究活動を通して、社会の発展と人類の幸福に寄与することを教育理念とする。
2 本大学院は、建学の理念及び教育理念に基づき、学術の理論及び応用を教授研究し、高度な専門知識・技術の修得に加え、保健・医療・福祉分野の横断的な知識及び豊かな人間性を有した高度専門職業人の養成と最先端の研究活動を通じて、社会の発展、人類の幸福に寄与できる教育・研究者の養成を目的とする。	2 本大学院は、建学の理念及び教育理念に基づき、学術の理論及び応用を教授研究し、高度な専門知識・技術の修得に加え、保健・医療・福祉分野の横断的な知識及び豊かな人間性を有した高度専門職業人の養成と最先端の研究活動を通じて、社会の発展、人類の幸福に寄与できる教育・研究者の養成を目的とする。
3 薬学研究科薬学専攻(修士課程)においては、保健と医療と福祉の連携・統合を図る教育・研究を推進し、研究活動を通して、人間性豊かで確かな倫理観を有する薬学研究者や教育指導者の養成を教育目的とする。	3 薬学研究科生命薬科学専攻(修士課程)においては、保健と医療と福祉の連携・統合を図る教育を推進し、医薬品の専門家としての確かな知識・技術を駆使し、先駆的かつ指導的役割を果たすことが出来る高度な薬科学研究者の養成を教育目的とする。
4 歯学研究科歯学専攻(博士課程)においては、高度な研究能力、歯科医療技術、深い学識、豊かな人間性を備えた歯学研究者あるいは専門医の養成を教育目的とする。	4 薬学研究科薬学専攻(博士課程)においては、保健と医療と福祉の連携・統合を図る教育・研究を推進し、研究活動を通して、人間性豊かで確かな倫理観を有する薬学研究者や教育指導者の養成を教育目的とする。
5 看護福祉学研究科看護学専攻(修士課程)においては、人々の健康と福祉の向上のために、高度専門職業人として看護領域の実践に寄与する人材、並びに研究者としての基礎的能力を備えた人材の養成を教育目的とする。	5 歯学研究科歯学専攻(博士課程)においては、高度な研究能力、歯科医療技術、深い学識、豊かな人間性を備えた歯学研究者あるいは専門医の養成を教育目的とする。
6 看護福祉学研究科看護学専攻(博士課程)においては、高度な学識及び独創的な研究力を有し、保健・医療・福祉分野において高度な実践を提供し指導的役割を担うことができる人材の養成を教育目的とする。	6 看護福祉学研究科看護学専攻(修士課程)においては、人々の健康と福祉の向上のために、高度専門職業人として看護領域の実践に寄与する人材、並びに研究者としての基礎的能力を備えた人材の養成を教育目的とする。
7 看護福祉学研究科臨床福祉学専攻(修士課程)においては、人々の健康と福祉の向上のために、高度専門職業人として福祉領域の実践に寄与する人材、並びに研究者としての基礎的能力を備えた人材の養成を教育目的とする。	7 看護福祉学研究科看護学専攻(博士課程)においては、高度な学識及び独創的な研究力を有し、保健・医療・福祉分野において高度な実践を提供し指導的役割を担うことができる人材の養成を教育目的とする。
8 看護福祉学研究科臨床福祉学専攻(博士課程)においては、高度な学識及び独創的な研究力を有し、保健・医療・福祉分野において高度な実践を提供し指導的役割を担うことができる人材の養成を教育目的とする。	8 看護福祉学研究科臨床福祉学専攻(修士課程)においては、人々の健康と福祉の向上のために、高度専門職業人として福祉領域の実践に寄与する人材、並びに研究者としての基礎的能力を備えた人材の養成を教育目的とする。
9 心理科学研究科臨床心理学専攻(修士課程)においては、高度かつ実践的な専門的知識・技術力、及び関連領域の科学技術の発展に対する知識を持ち、Scientist and Practitionerの立場から地域的・国際的に貢献しうる高度専門職業人の養成を教育目的とする。	9 看護福祉学研究科臨床福祉学専攻(博士課程)においては、高度な学識及び独創的な研究力を有し、保健・医療・福祉分野において高度な実践を提供し指導的役割を担うことができる人材の養成を教育目的とする。
10 心理科学研究科臨床心理学専攻(博士課程)においては、心理科学に関する応用領域の専門性をScientist and Practitionerとしての立場からより精緻に教育研究し、更に心理科学の立場から心の研究の後継者となりうる人材の養成を教育目的とする。	10 心理科学研究科臨床心理学専攻(修士課程)においては、高度かつ実践的な専門的知識・技術力、及び関連領域の科学技術の発展に対する知識を持ち、Scientist and Practitionerの立場から地域的・国際的に貢献しうる高度専門職業人の養成を教育目的とする。
	11 心理科学研究科臨床心理学専攻(博士課程)においては、心理科学に関する応用領域の専門性をScientist and Practitionerとしての立場からより精緻に教育研究し、更に心理科学の立場から心の研究の後継者となりうる人材の養成を教育目的とする。

新	旧
<p>11 リハビリテーション科学研究科リハビリテーション科学専攻(修士課程) においては、人々の健康と保健・福祉の向上にむけて、高度専門職業人としてリハビリテーション領域において実践的に寄与する人材の養成並びにリハビリテーション医学・医療の研究・発展に貢献できる人材の養成を教育目的とする。</p> <p>12 リハビリテーション科学研究科リハビリテーション科学専攻(博士課程) においては、高度な研究能力、深い学識、豊かな人間性、及び保健・医療・福祉分野において高度な実践能力を備えた指導的役割を担うことができる人材の養成を教育目的とする。 (研究科専攻)</p> <p>第4条 本大学院に次の研究科を置き、各研究科にそれぞれ専攻を置く。</p> <p>薬学研究科 薬学専攻</p> <p>歯学研究科 歯学専攻</p> <p>看護福祉学研究科 看護学専攻、臨床福祉学専攻</p> <p>心理科学研究科 臨床心理学専攻</p> <p>リハビリテーション科学研究科 リハビリテーション科学専攻 (課程)</p> <p>第5条 各研究科の課程は、次のとおりとする。</p> <p>薬学研究科 薬学専攻 博士課程</p> <p>歯学研究科 歯学専攻 博士課程</p> <p>看護福祉学研究科 看護学専攻 博士課程</p> <p>臨床福祉学専攻 博士課程</p> <p>心理科学研究科 臨床心理学専攻 博士課程</p> <p>リハビリテーション科学研究科 リハビリテーション科学専攻 博士課程 (修業年限)</p> <p>第6条 薬学研究科薬学専攻博士課程の標準修業年限は4年、歯学研究科歯学専攻博士課程の標準修業年限は4年、看護福祉学研究科看護学専攻、臨床福祉学専攻の博士課程の標準修業年限は5年、心理科学研究科臨床心理学専攻の博士課程の標準修業年限は5年、リハビリテーション科学研究科リハビリテーション科学専攻博士課程の標準修業年限は5年とする。</p> <p>2 看護福祉学研究科看護学専攻、臨床福祉学専攻博士課程、心理科学研究科臨床心理学専攻博士課程並びにリハビリテーション科学研究科リハビリテーション科学専攻博士課程は、前期2年の課程及び後期3年の課程に区分し、前期2年の課程は修士課程とする。</p> <p>3 看護福祉学研究科、心理科学研究科及びリハビリテーション科学研究科修士課程の学生は4年を超えて本大学院に在学することはできない。看護福祉学研究科、心理科学研究科及びリハビリテーション科学研究科博士課程(後期3年の課程)の学生は6年、薬学研究科および歯学研究科博士課程の学生は8年を超えて本大学院に在学することはできない。 (収容定員)</p> <p>第7条 本大学院の収容定員は、次のとおりとする。</p> <p>薬学研究科博士課程(薬学専攻) 収容定員12名 (入学定員3名)</p>	<p>12 リハビリテーション科学研究科リハビリテーション科学専攻(修士課程) においては、人々の健康と保健・福祉の向上にむけて、高度専門職業人としてリハビリテーション領域において実践的に寄与する人材の養成並びにリハビリテーション医学・医療の研究・発展に貢献できる人材の養成を教育目的とする。</p> <p>13 リハビリテーション科学研究科リハビリテーション科学専攻(博士課程) においては、高度な研究能力、深い学識、豊かな人間性、及び保健・医療・福祉分野において高度な実践能力を備えた指導的役割を担うことができる人材の養成を教育目的とする。 (研究科専攻)</p> <p>第4条 本大学院に次の研究科を置き、各研究科にそれぞれ専攻を置く。</p> <p>薬学研究科 <u>薬学専攻、生命薬科学専攻</u></p> <p>歯学研究科 歯学専攻</p> <p>看護福祉学研究科 看護学専攻、臨床福祉学専攻</p> <p>心理科学研究科 臨床心理学専攻</p> <p>リハビリテーション科学研究科 リハビリテーション科学専攻 (課程)</p> <p>第5条 各研究科の課程は、次のとおりとする。</p> <p>薬学研究科 薬学専攻 博士課程</p> <p><u>生命薬科学専攻 修士課程</u></p> <p>歯学研究科 歯学専攻 博士課程</p> <p>看護福祉学研究科 看護学専攻 博士課程</p> <p>臨床福祉学専攻 博士課程</p> <p>心理科学研究科 臨床心理学専攻 博士課程</p> <p>リハビリテーション科学研究科 リハビリテーション科学専攻 博士課程 (修業年限)</p> <p>第6条 薬学研究科薬学専攻博士課程の標準修業年限は4年、<u>生命薬科学専攻修士課程</u>の標準修業年限は2年、歯学研究科歯学専攻博士課程の標準修業年限は4年、看護福祉学研究科看護学専攻、臨床福祉学専攻の博士課程の標準修業年限は5年、心理科学研究科臨床心理学専攻の博士課程の標準修業年限は5年、リハビリテーション科学研究科リハビリテーション科学専攻博士課程の標準修業年限は5年とする。</p> <p>2 看護福祉学研究科看護学専攻、臨床福祉学専攻博士課程、心理科学研究科臨床心理学専攻博士課程並びにリハビリテーション科学研究科リハビリテーション科学専攻博士課程は、前期2年の課程及び後期3年の課程に区分し、前期2年の課程は修士課程とする。</p> <p>3 薬学研究科、看護福祉学研究科、心理科学研究科及びリハビリテーション科学研究科修士課程の学生は4年を超えて本大学院に在学することはできない。看護福祉学研究科、心理科学研究科及びリハビリテーション科学研究科博士課程(後期3年の課程)の学生は6年、薬学研究科および歯学研究科博士課程の学生は8年を超えて本大学院に在学することはできない。 (収容定員)</p> <p>第7条 本大学院の収容定員は、次のとおりとする。</p> <p><u>薬学研究科修士課程(生命薬科学専攻)</u> 収容定員6名 (入学定員3名)</p> <p>薬学研究科博士課程(薬学専攻) 収容定員12名 (入学定員3名)</p>

新	旧
歯学研究科博士課程(歯学専攻) 看護福祉学研究科修士課程(看護学専攻) 看護福祉学研究科修士課程(臨床福祉学専攻) 看護福祉学研究科博士課程(後期3年の課程) (看護学専攻) (臨床福祉学専攻) 心理科学研究科修士課程 (臨床心理学専攻) 心理科学研究科博士課程(後期3年の課程) (臨床心理学専攻) リハビリテーション科学研究科修士課程 (リハビリテーション科学専攻) リハビリテーション科学研究科博士課程(後期3年の課程) (リハビリテーション科学専攻) (履修方法)	歯学研究科博士課程(歯学専攻) 看護福祉学研究科修士課程(看護学専攻) 看護福祉学研究科修士課程(臨床福祉学専攻) 看護福祉学研究科博士課程(後期3年の課程) (看護学専攻) (臨床福祉学専攻) 心理科学研究科修士課程 (臨床心理学専攻) 心理科学研究科博士課程(後期3年の課程) (臨床心理学専攻) リハビリテーション科学研究科修士課程 (リハビリテーション科学専攻) リハビリテーション科学研究科博士課程(後期3年の課程) (リハビリテーション科学専攻) (履修方法)
第8条 薬学研究科博士課程においては、研究科に4年以上在学し、30単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、薬学研究科の行う博士学位論文の審査及び試験を受けるものとする。ただし、在学期間に關しては、特に優れた研究業績をあげたと評議会が認めた場合は、大学院博士課程に3年以上在学すれば足りるものとする。	第8条 薬学研究科修士課程においては、研究科に2年以上在学し、所定の授業科目について30単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、薬学研究科の行う修士学位論文の審査及び最終試験を受けるものとする。
2 歯学研究科博士課程においては、研究科に4年以上在学し、30単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、歯学研究科の行う博士学位論文の審査及び最終試験を受けるものとする。ただし、在学期間に關しては、特に優れた研究業績をあげたと評議会が認めた場合は、大学院に3年以上在学すれば足りるものとする。	2 薬学研究科博士課程においては、研究科に4年以上在学し、30単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、薬学研究科の行う博士学位論文の審査及び試験を受けるものとする。ただし、在学期間に關しては、特に優れた研究業績をあげたと評議会が認めた場合は、大学院博士課程に3年以上在学すれば足りるものとする。
3 看護福祉学研究科修士課程においては、研究科に2年以上在学し、所定の授業科目について32単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、看護福祉学研究科の行う修士学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験を受けるものとする。	3 看護福祉学研究科修士課程においては、研究科に2年以上在学し、所定の授業科目について32単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、看護福祉学研究科の行う修士学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験を受けるものとする。
4 看護福祉学研究科博士課程においては、研究科に5年(修士課程を修了した者にあっては当該課程における2年の在学期間を含む)以上在学し、看護学専攻は44単位以上(後期3年の課程においては12単位以上)、臨床福祉学専攻は44単位以上(後期3年の課程においては12単位以上)、臨床福祉学専攻は44単位以上(後期3年の課程においては12単位以上)	5 看護福祉学研究科博士課程においては、研究科に5年(修士課程を修了した者にあっては当該課程における2年の在学期間を含む)以上在学し、看護学専攻は44単位以上(後期3年の課程においては12単位以上)、臨床福祉学専攻は44単位以上(後期3年の課程においては12単位以上)

新	旧
位以上)修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ看護福祉学研究科の行う博士学位論文の審査及び最終試験を受けるものとする。ただし、在学期間に關しては、特に優れた研究業績をあげたと評議会が認めた場合は、修士課程における2年の在学期間を含めて大学院博士課程に3年以上在学すれば足りるものとする。	位以上)修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ看護福祉学研究科の行う博士学位論文の審査及び最終試験を受けるものとする。ただし、在学期間に關しては、特に優れた研究業績をあげたと評議会が認めた場合は、修士課程における2年の在学期間を含めて大学院博士課程に3年以上在学すれば足りるものとする。
5 心理科学研究科修士課程においては、研究科に2年以上在学し、所定の授業科目について50単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、心理科学研究科の行う修士学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験を受けるものとする。	6 心理科学研究科修士課程においては、研究科に2年以上在学し、所定の授業科目について50単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、心理科学研究科の行う修士学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験を受けるものとする。
6 心理科学研究科博士課程においては、研究科に5年(修士課程を修了した者にあっては当該課程における2年の在学期間を含む)以上在学し、60単位以上(後期3年の課程においては10単位以上)修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、心理科学研究科の行う博士学位論文の審査及び最終試験を受けるものとする。ただし、在学期間に關しては、特に優れた研究業績をあげたと評議会が認めた場合は、修士課程における2年の在学期間を含めて大学院博士課程に3年以上在学すれば足りるものとする。	7 心理科学研究科博士課程においては、研究科に5年(修士課程を修了した者にあっては当該課程における2年の在学期間を含む)以上在学し、60単位以上(後期3年の課程においては10単位以上)修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、心理科学研究科の行う博士学位論文の審査及び最終試験を受けるものとする。ただし、在学期間に關しては、特に優れた研究業績をあげたと評議会が認めた場合は、修士課程における2年の在学期間を含めて大学院博士課程に3年以上在学すれば足りるものとする。
7 リハビリテーション科学研究科修士課程においては、研究科に2年以上在学し、所定の授業科目について30単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、リハビリテーション科学研究科の行う修士学位論文の審査及び最終試験を受けるものとする。	8 リハビリテーション科学研究科修士課程においては、研究科に2年以上在学し、所定の授業科目について30単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、リハビリテーション科学研究科の行う修士学位論文の審査及び最終試験を受けるものとする。
8 リハビリテーション科学研究科博士課程においては、研究科に5年(修士課程を修了した者にあっては当該課程における2年の在学期間を含む)以上在学し、42単位以上(後期3年の課程においては12単位以上)修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、リハビリテーション科学研究科の行う博士学位論文の審査及び最終試験を受けるものとする。ただし、在学期間に關しては、特に優れた研究業績をあげたと評議会が認めた場合は、修士課程における2年の在学期間を含めて大学院博士課程に3年以上在学すれば足りるものとする。	9 リハビリテーション科学研究科博士課程においては、研究科に5年(修士課程を修了した者にあっては当該課程における2年の在学期間を含む)以上在学し、42単位以上(後期3年の課程においては12単位以上)修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、リハビリテーション科学研究科の行う博士学位論文の審査及び最終試験を受けるものとする。ただし、在学期間に關しては、特に優れた研究業績をあげたと評議会が認めた場合は、修士課程における2年の在学期間を含めて大学院博士課程に3年以上在学すれば足りるものとする。
(教育課程)	(教育課程)
第9条 薬学研究科に設ける授業科目、配当単位数及び履修方法は、別表(A)－I・(B)－Iのとおりとする。	第9条 薬学研究科に設ける授業科目、配当単位数及び履修方法は、別表(A)－I・(A)－II・(B)－I・(B)－IIのとおりとする。
2 歯学研究科に設ける授業科目、配当単位数及び履修方法は、別表(C)のとおりとする。	2 歯学研究科に設ける授業科目、配当単位数及び履修方法は、別表(C)のとおりとする。
3 看護福祉学研究科に設ける授業科目、配当単位数及び履修方法は、別表(D)・(E)のとおりとする。	3 看護福祉学研究科に設ける授業科目、配当単位数及び履修方法は、別表(D)・(E)のとおりとする。
4 心理科学研究科に設ける授業科目、配当単位数及び履修方法は、別表(F)・(G)のとおりとする。	4 心理科学研究科に設ける授業科目、配当単位数及び履修方法は、別表(F)・(G)のとおりとする。
5 リハビリテーション科学研究科に設ける授業科目、配当単位数及び履修方法は、別表(H)・(I)のとおりとする。	5 リハビリテーション科学研究科に設ける授業科目、配当単位数及び履修方法は、別表(H)・(I)のとおりとする。
(課程修了の認定)	(課程修了の認定)
第23条 薬学研究科博士課程の修了は、原則として4年以上在学し、所定の授業科目について30単位以上を修得し、必要な研究指導を受け、かつ、学位論文の審査及び最終試験に合格した者についてこれを認定する。	第23条 薬学研究科修士課程の修了は、2年以上在学し、所定の授業科目について30単位以上を修得し、必要な研究指導を受け、かつ、学位論文の審査及び最終試験に合格した者についてこれを認定する。
2 歯学研究科博士課程の修了は、原則として、4年以上在学し、所定の	2 薬学研究科博士課程の修了は、原則として4年以上在学し、所定の授業科目について30単位以上を修得し、必要な研究指導を受け、かつ、学位論文の審査及び最終試験に合格した者についてこれを認定する。
	3 歯学研究科博士課程の修了は、原則として、4年以上在学し、所定の

新	旧
授業科目について30単位以上を修得し、必要な研究指導を受け、かつ、学位論文の審査及び最終試験に合格した者についてこれを認定する。	授業科目について30単位以上を修得し、必要な研究指導を受け、かつ、学位論文の審査及び最終試験に合格した者についてこれを認定する。
3 看護福祉学研究科修士課程の修了は、原則として、2年以上在学し、所定の授業科目について32単位以上を修得し、必要な研究指導を受け、かつ、学位論文の審査及び最終試験に合格した者についてこれを認定する。	4 看護福祉学研究科修士課程の修了は、原則として、2年以上在学し、所定の授業科目について32単位以上を修得し、必要な研究指導を受け、かつ、学位論文の審査及び最終試験に合格した者についてこれを認定する。
4 看護福祉学研究科博士課程(後期3年の課程)の修了は、原則として3年以上在学し、所定の授業科目について、看護学専攻は12単位以上、臨床福祉学専攻は12単位以上を修得し、必要な研究指導を受け、かつ、学位論文の審査及び最終試験に合格した者についてこれを認定する。	5 看護福祉学研究科博士課程(後期3年の課程)の修了は、原則として3年以上在学し、所定の授業科目について、看護学専攻は12単位以上、臨床福祉学専攻は12単位以上を修得し、必要な研究指導を受け、かつ、学位論文の審査及び最終試験に合格した者についてこれを認定する。
5 心理科学研究科修士課程の修了は、原則として、2年以上在学し、所定の授業科目について50単位以上を修得し、必要な研究指導を受け、かつ、学位論文の審査及び最終試験に合格した者についてこれを認定する。	6 心理科学研究科修士課程の修了は、原則として、2年以上在学し、所定の授業科目について50単位以上を修得し、必要な研究指導を受け、かつ、学位論文の審査及び最終試験に合格した者についてこれを認定する。
6 心理科学研究科博士課程(後期3年の課程)の修了は、原則として3年以上在学し、所定の授業科目について10単位以上を修得し、必要な研究指導を受け、かつ、学位論文の審査及び最終試験に合格した者についてこれを認定する。	7 心理科学研究科博士課程(後期3年の課程)の修了は、原則として3年以上在学し、所定の授業科目について10単位以上を修得し、必要な研究指導を受け、かつ、学位論文の審査及び最終試験に合格した者についてこれを認定する。
7 リハビリテーション科学研究科修士課程の修了は、2年以上在学し、所定の授業科目について30単位以上を修得し、必要な研究指導を受け、かつ、学位論文の審査及び最終試験に合格した者についてこれを認定する。	8 リハビリテーション科学研究科修士課程の修了は、2年以上在学し、所定の授業科目について30単位以上を修得し、必要な研究指導を受け、かつ、学位論文の審査及び最終試験に合格した者についてこれを認定する。
8 リハビリテーション科学研究科博士課程(後期3年の課程)の修了は、原則として3年以上在学し、所定の授業科目について、12単位以上を修得し、必要な研究指導を受け、かつ、学位論文の審査及び最終試験に合格した者についてこれを認定する。	9 リハビリテーション科学研究科博士課程(後期3年の課程)の修了は、原則として3年以上在学し、所定の授業科目について、12単位以上を修得し、必要な研究指導を受け、かつ、学位論文の審査及び最終試験に合格した者についてこれを認定する。
9 課程修了の認定は、学長が行う。 (学位の授与)	10 課程修了の認定は、学長が行う。 (学位の授与)
第24条 薬学研究科博士課程を修了した者に対しては、博士(薬学)の学位を授与する。	第24条 薬学研究科修士課程を修了した者に対しては、修士(生命薬科学)、薬学研究科博士課程を修了した者に対しては、博士(薬学)の学位を授与する。
(入学資格)	(入学資格)
第33条 看護福祉学研究科、心理科学研究科及びリハビリテーション科学研究科の修士課程に入学を志望できる者は、次のとおりとする。	第33条 薬学研究科、看護福祉学研究科、心理科学研究科及びリハビリテーション科学研究科の修士課程に入学を志望できる者は、次のとおりとする。
(1) 大学を卒業した者 (2) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者 (3) 文部科学大臣が指定した者 (4) その他本大学院各研究科において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者 (除籍)	(1) 大学を卒業した者 (2) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者 (3) 文部科学大臣が指定した者 (4) その他本大学院各研究科において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者 (除籍)
第42条 学長は、次の各号の一に該当する者については、当該研究科の研究科委員会の議を経て除籍することができる。	第42条 学長は、次の各号の一に該当する者については、当該研究科の研究科委員会の議を経て除籍することができる。
(1) 看護福祉学研究科修士課程、心理科学研究科修士課程又はリハビリテーション科学研究科修士課程において、在学4年に及び、若しくは看護福祉学研究科博士課程(後期3年の課程)、心理科学研究科(後期3年の課程)又はリハビリテーション科学研究科博士課程	(1) 薬学研究科修士課程、看護福祉学研究科修士課程、心理科学研究科修士課程又はリハビリテーション科学研究科修士課程において、在学4年に及び、若しくは看護福祉学研究科博士課程(後期3年の課程)、心理科学研究科(後期3年の課程)又はリハビリテーション

新						旧					
(後期3年の課程)において、在学6年に及び、若しくは薬学研究科博士課程又は歯学研究科博士課程において、在学8年に及び、修業の見込みがないと認めた者(ただし、休学期間を算入しない。)						ン科学研究科博士課程(後期3年の課程)において、在学6年に及び、若しくは薬学研究科博士課程又は歯学研究科博士課程において、在学8年に及び、修業の見込みがないと認めた者(ただし、休学期間を算入しない。)					
(学生納入金)						(学生納入金)					
第46条 入学検定料、入学金、授業料の年額は、次のとおりとする。											
	薬学研究科	歯学研究科	看護福祉学研究科	心理科学研究科	リハビリテーション科学研究科	備考		薬学研究科	歯学研究科	看護福祉学研究科	心理科学研究科
入学検定料	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円		入学検定料	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円
入学金	200,000円	200,000円	200,000円	200,000円	200,000円	入学時の み 本学卒業 生免除	入学金	200,000円	200,000円	200,000円	200,000円
授業料	750,000円	750,000円	750,000円	750,000円	750,000円	修士課程	授業料	800,000円	800,000円	800,000円	800,000円
						博士課程		750,000円	750,000円	750,000円	750,000円

附 則

この学則は、令和4年4月1日から施行する。

新	旧			
別表 (A) —II				
<u>生命薬科学専攻</u> <u>修士課程</u>				
	授業科目	講義その他 の他の区分	授業を行なう年次	単位数
創薬化学特論 I	講義	1・2	2	
同 II	〃	1・2	2	
同セミナー I	演習	1・2	2	
同 II	〃	1・2	2	
生命物理科学特論 I	講義	1・2	2	
同 II	〃	1・2	2	
同セミナー I	演習	1・2	2	
同 II	〃	1・2	2	
分子生命科学特論 I	講義	1・2	2	
同 II	〃	1・2	2	
同セミナー I	演習	1・2	2	
同 II	〃	1・2	2	
衛生薬学特論 I	講義	1・2	2	
同 II	〃	1・2	2	
同セミナー I	演習	1・2	2	
同 II	〃	1・2	2	
薬理学特論 I	講義	1・2	2	
同 II	〃	1・2	2	
同セミナー I	演習	1・2	2	
同 II	〃	1・2	2	
薬剤学特論 I	講義	1・2	2	
同 II	〃	1・2	2	
同セミナー I	演習	1・2	2	
同 II	〃	1・2	2	
課題研究	実験	1~2	18	
【生命薬科学科目】				
生命薬科学特論 I (生体機能解析)	講義	1・2	1	
生命薬科学特論 II (遺伝子機能解析)	〃	1・2	1	
生命薬科学特論 III (病態解析)	〃	1・2	1	
生命薬科学特論 IV (タンパク機能解析)	〃	1・2	1	
生命薬科学特論 V (薬物標的の分子解析)	〃	1・2	1	
生命薬科学特論 VI (食品機能解析)	〃	1・2	1	
生命薬科学特論 VII (ゲノム薬理学)	〃	1・2	1	
【がん専門科目】				
がん特論 I (がん病態学総論)	講義	1・2	1	
がん特論 II (がん病態学各論)	〃	1・2	1	
がん特論 III (がん化学療法)	〃	1・2	1	
がん特論 IV (抗がん剤動態解析)	〃	1・2	1	
別表 (B) —II				
区分	生命薬科学専攻			
	授業科目等		修得単位数	
必修	所属研究分野の特論		4	
	所属研究分野のセミナー		4	
	課題研究		18	
選択	他の研究分野の特論・セミナーまたは生命薬科学科目		4以上	
	合計		30以上	
備考	上記のほか、がん専門コースを履修する学生は、がん専門科目を必修とする。			